農林金融

THE NORIN KINYU

Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2008 5 MAY

農業と地域を担う農協の現状

●都市農協の歴史を振り返る

●農協の総合生産性変化とその要因

●農協生産部会に関する環境変化と再編方向

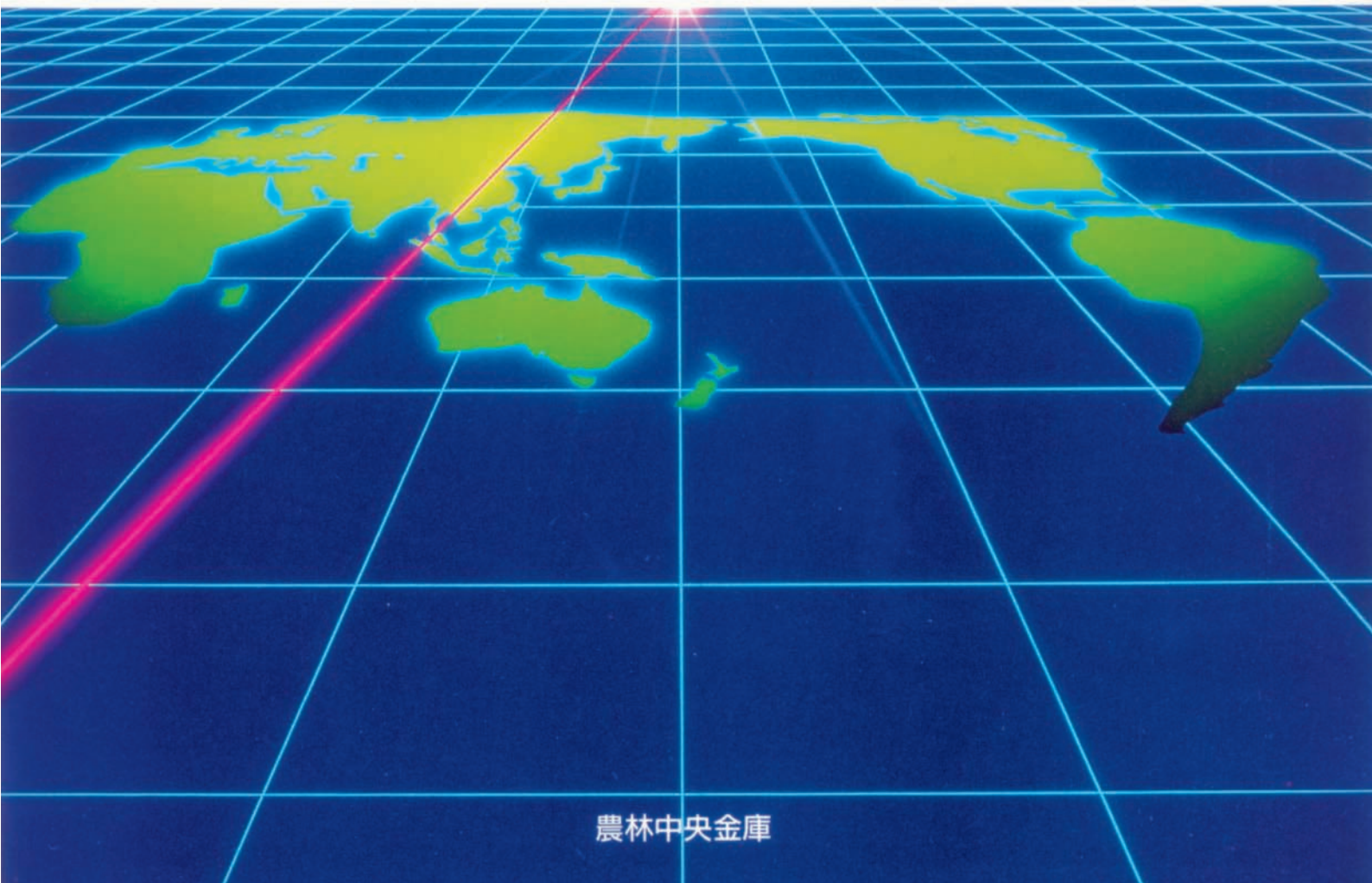

農林中央金庫

今月の窓

事業モデルと経営モデル

ＪＡの個々の事業のビジネスモデルを追求することは大切である。信用事業であれ，共済事業であれ，個々の事業にはそれぞれの特質があり，競合する相手はその分野に特化した金融機関であり保険会社である。総合事業のＪＡといえども各事業の専門性と効率化に磨きをかけないわけにはいかない。これまでＪＡ系統はＪＡから全国連までを包含する形で一体的に，統合的に，そして，基本的には全国連主導で各事業モデルを追求してきた。

ところで，ＪＡの現場を歩き，役職員の方々から話を伺って痛感することは，彼らはＪＡの経営のビジネスモデルを日々模索しているということである。総合事業体としての経営モデルを追求している。資産管理事業にしても大変手間のかかる仕事であり，専門的な知識を必要とするが，それに取り組むわけは組合員の所得の維持・安定が図れるからであり，その成果は信用・共済事業等に反映される。そこに働いているのは経営の論理である。

振り返ってみれば，90年代に入ると，金利・金融自由化の浸透，バブルの崩壊（91年），日本経済の低成長等の環境変化のなかでＪＡの経営は悪化し，経営の合理化が喫緊の課題となった。ＪＡ系統は広域合併の加速（総合農協数は80年4,528→90年3,574→2000年1,347），96年の金融機関健全化法に対応したＪＡの経営改革，系統事業の二段階化，02年のＪＡバンクシステム開始など経営・事業・組織改革に取り組んできた。その結果，90年代後半から悪化したＪＡの事業利益は01年度には下げ止まる（事業利益は95年度1,904億円→01年度261億円→05年度1,600億円）。その間事業総利益が減少傾向にあるなかで，それを上回る事業管理費の削減によって，ＪＡは収支の均衡を図ってきた。

これまでのＪＡ改革はどちらかといえば事業・組織改革に重点があり，そのテーマは合理化・効率化であったように思われる。そこに働いているのは事業の論理であり，事業の論理とは言い換えれば市場経済原理である。規模の経済の追求もそこに含めて考えることができよう。低成長・ディスインフレ環境のもと市場のパイが縮小するなかでＪＡ系統はいわば“守りの選択”をしたのであり，その選択はそれなりの合理性があった。

しかし，そこには“攻めの選択”は少なかった。事業の論理を貫けば他金融機関や他保険会社と同じ土俵で競争し続けることになる。そこには終わりのないコスト競争が待っているだけかも知れない。

ＪＡは今一度原点を振り返り，事業モデルの追求とともに総合事業体としての経営モデルの追求にも磨きをかけるべきではないだろうか。そこにおいてこそＪＡらしい“攻めの選択”が可能なのではなかろうか。ＪＡには組合員・利用者の各種相談・ニーズに応えられる機能と能力がある。これはいわば「密度の経済」ともいえるものである。多様な事業・サービスを通じて密度の濃い信頼関係を構築し，太い絆を創り上げていく経営モデルを追求すべきである。市場経済原理と協同組合原理の調和を見いだす柔軟な経営が今，求められているように思われる。

（（株）農林中金総合研究所　取締役調査第一部長　鈴木利徳・すずきとしのり）

農林金融　第61巻　第5号〈通巻747号〉　目　次

今月のテーマ

農業と地域を担う農協の現状

今月の窓

事業モデルと経営モデル
（株）農林中金総合研究所　取締役調査第一部長　鈴木利徳

資産管理事業、信用事業の面から
都市農協の歴史を振り返る
小野澤康晴 —— 2

1989〜2005年
農協の総合生産性変化とその要因
若林剛志 —— 17

青果物の生産部会を中心に
農協生産部会に関する環境変化と再編方向
尾高恵美 —— 30

談話室

逆転の発想から夢の種を蒔く
株式会社いろどり　代表取締役　横石知二 —— 28

情勢

平成19年度第2回農協信用事業動向調査結果
江川　章・一瀬裕一郎・斉藤由理子 —— 43

森林組合の事業・経営動向
——第20回森林組合アンケート調査結果から——
（財）農村金融研究会　調査研究部長　室　孝明 —— 49

漁協経営と石油購買事業
——第26回漁協系統事業アンケート調査結果から——
（財）農村金融研究会　副主任研究員　尾中謙治 —— 56

統計資料 —— 62

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は，筆者の個人見解である。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

都市農協の歴史を振り返る

――資産管理事業，信用事業の面から――

〔要　　旨〕

1　都市農協の戦後の歴史を，資産管理事業と信用事業の面から，「農協の都市化への対応」「都市化への対応のなかでの，組合員リーダー層(経営層)，一般正組合員，准組合員，農協職員といった，農協の主要構成員間の相互関係の変化」という点に着目してまとめると，時代の流れのなかで以下のような変化があった。

2　まず農協の都市化への対応として，70年代始めごろまでは，正組合員の離農，農地の売却などへの有効な手立てが無いなかで，土地代金流入による貯金増加と，高度成長期の資金需給逼迫を背景にした個人事業者・中小企業等からの借入需要増加もあり，地域組合化を模索した時期であった。しかし，オイルショック後の低成長，資金余剰経済への移行のなかで，地域の中小零細企業への融資拡大は難しくなった。

3　70年の農協法改正を契機とした不動産関連事業への参入の初期には，有力組合員自らがリーダーとなって，複数組合員の協同による農地と宅地の同時整備(農住都市建設)という構想のもと，押し寄せる都市化の波に対抗して協同で農業を守ろうとした。この動きは，都市と農業を分離するという行政の考えへの根強い抵抗や，市街化区域内農地への宅地並み課税反対運動に引き継がれつつ，都市と農業の共存(市街化区域内での営農継続が可能な制度の確保)につながった。

4　職員による正組合員を相手とした，相談を起点にする資産管理事業が確立されるなかでは，系統組織以外の地域の専門家や業者との間で，有効なネットワークを形成している。ネットワークの形成と維持にとって重要なのは，地域の専門家や業者を見極め，適切な関係を構築することのできる農協職員の高い専門性，経験に基づく見識である。

5　都市化への対応のなかでの，農協の主要構成員間の相互関係の変化については，地域組合化を模索していた時期には，正組合員の一部からは存在意義を問われるなかで，准組合員からは資金借入先として期待されたという関係があった。

6　次いで農住都市建設の取組みでは，当初は組合員リーダーが一般正組合員を取りまとめるという動きが中心であったが，時間の経過とともに，不動産事業に関するノウハウの蓄積につれて，次第に農協職員が組合員を取りまとめる事例も出てきている。

7　相談を起点とした資産管理事業においては，専門的な見地から組合員の立場に立って相談に応じ，組合員のニーズがあれば組合員の事業にかかわる業務の一部を農協職員が専門的に代行し，また，組合員のニーズを受けて外部業者との間の交渉の代理になるという，組合員――農協職員間の，依頼人――代理人関係が形成されている。

8　資産管理相談という，難しいが組合員にとって重要なニーズに対応して，組合員の信頼を得ることのできた農協では，資産管理相談のなかで提案する，組合員にとって最善の解決策が，結果的に賃貸住宅ローンなどの貸出につながり(相談はローン拡大を目的としたものであってはならないことが重要)，また組合員の資産管理を支援することが，貯金増加や債権の保全につながるという，資産管理を要（かなめ）にした，組合員との強い結びつきに基づく信用事業という事業モデルを作り出している，といえる。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

目　次

はじめに
1　高度成長期（1955～73年）
⑴　都市農協のイメージと内実
⑵　農協法改正で先送りされた不動産取引参入
⑶　政策上の要請から農協法改正案を修正
⑷　農協法改正案の成立と農協系統の評価
⑸　一挙に進展した農住都市建設
⑹　生活基本構想での資産管理事業の位置づけ
2　オイルショック以降（1974年～）
⑴　資金余剰経済化の都市農協への影響
⑵　市街化区域内農地への宅地並み課税問題
⑶　都市農業への圧迫と資産管理事業の確立
まとめ

はじめに

本稿の課題は，資産管理事業と信用事業の面から都市農協の戦後の歴史を振り返り，都市農協の現状を歴史的なプロセスに位置づけて把握することにある。

その際注目したポイントは，第一に「都市化」という，農業協同組合にとって異質な，ある意味で破壊的ともいえる要素に，農協がこれまでどのように対応してきたのか，という点であり，第二に，都市化への対応のなかで，組合員リーダー層（経営層），一般正組合員，准組合員，農協職員といった，農協を構成する主要メンバーの相互関係がどのように変化してきたのか，という２点である。

ただし都市農協といっても，コンセンサスを得た定義があるわけではない。当総研では，全国の農協を，管内の市町村の分類に基づき，特定市，中核都市，都市的農村，農村，過疎と５つの地帯に区分をして把握している。その分類では，特定市及び中核都市に属する農協が「都市農協」に最も近いと考えられるが，近年の合併による農協大型化のなかで，市街化区域を管内に一部含むが全体的には農村地域の広い農協や，１県１農協のように市街化地域から過疎地域まで含んだ農協が登場していることにより，この区分にもやや問題が生じつつある。また歴史を振り返る場合，時期によって都市化の進展度合いも異なっている。

本稿では，厳密性よりも概要の把握を目指し，都市農協について数値を示す際には，農林水産省「総合農協統計表」の都道府県データを利用し，オイルショック以前の高度成長期には，東京都，大阪府の数値を，以降ではそれに加えて愛知県，神奈川県，埼玉県の数値を「都市農協の数値」の近似値とした。そのため，地方中核都市の都市農協データが漏れること，都市農協の数値としたなかにも，農村部の農協が含まれていることに留意する必要がある。

また，ややなじみが薄いと思われる「資産管理事業」について，若干説明しておきたい。資産管理事業とは，「土地・建物等

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農家資産の管理保全，都市的有効活用に対する農協の指導・支援にかかる一連の業務」[注1]であり，この事業が本格化したのは，70年の農協法改正以降である。

ただ「総合農協統計表」等では資産管理事業という事業区分はなく，関係するものとしては，資産管理事業の一部である宅地等供給事業の実績が掲載されている程度である。資産管理事業は，農協法上可能な事業のなかの一つの条項に基づくのではなく，認められている様々な事業を組み合わせた総合的な事業であり，その名称は，全国農業協同組合中央会（以下「全中」という）が86年から使っている。

また，資産管理事業は，農協によって取組内容も相当異なるし，都市農協でもほとんど取り組んでいない例もあるといった，農協ごとの違いが大きい事業であることに留意が必要である。

（注１） 全中『まちづくり資産管理事業の手引き』13頁。

1　高度成長期（1955～73年）

⑴　都市農協のイメージと内実

高度成長期の都市農協については，農地の売却が進むなかで，土地代金の流入により肥大化した農協というイメージでとらえられがちである。例えば，鈴木・小野寺[注2]は，都市農協について，「土地を売った農民の金を集め，およそ場違いとも思える街の中に，立派な建物をかまえた農協がそこここに見受けられ」「本来的事業である農民の営農指導を行う必要もなく，もっぱら土地代金を中心とした農外資金の貯金吸収に努めている」農協として描いている。

確かに当時の都市農協は，職員数が少なくても土地代金中心に貯金量が大きく，経済事業関係の人員も少ないため，労働生産性が高い（例えば60年度の全国の労働生産性を100とすると東京は157.8，大阪は130.9と全国平均を大幅に上回っていた）など，経営は相対的に良好だった。

しかし，農家を主たる組合員とした協同組合たる農協にとって，急激な都市化による農地の減少，組合員の離農が，長期的にみてプラスであろうはずが無いことは，少し考えてみればわかることである。

実際都市農協の内部では，わが国が右肩上がりの成長過程にあった高度成長期に，既に農協の長期的な展望に関する危機感があった。それは60年代半ばに出された東京都農業協同組合中央会（以下「東京都中央会」という）『都市農協　その問題点と対策を考える』（65年３月），大阪府農業協同組合中央会『都市農協の問題点とその対策』（68年11月）にあらわれている。

東京都中央会の報告書は，学識経験者も入っているものの，農協の参事（当時の職員トップ）が中心となって，都市農協の抱える問題をまとめたものである。

そのなかでは，「（都市農協の）発展は･･･，将来に明瞭な目標，理想像（ビジョン）を描き，これに向かって，強固な基盤を築きつつ，段階的に発展してきたとはいえない

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

ため，･･･不安を含んでいる[注3]」としている。

そこで述べられた不安感は，根拠のないものではなかった。この報告書を作成するに当たり，東京都中央会では，独自の定義[注4]に基づく都内の都市農協28組合を対象に，アンケートを行った[注5]。そしてアンケートのデータを基に28農協を更に都市化の度合いによってA～C（Aが最も都市化が進んでいる）に分類して，都市化の進展のなかでの組合員の変化やその意向の分析を行っている。OA機器の少ない時代に，手間のかかるこのようなアンケートを行っていることからも，この調査にかける意気込みが感じられるが，そのアンケートの結果は，ある意味で衝撃的ともいえる内容を含んでいた。

具体的には，正組合員への「農協はぜひとも必要な機関ですか」という問いに対し，最も都市化が進んでいるA分類農協の正組合員では，「あってもなくてもよい」が27.3%，「必要でない」が2.6%（回答数77）と実に３割がさほど存在意義を感じていなかったのである。アンケートに応じた比較的農協に協力的と考えられる正組合員の回答であることも考慮する必要がある。

都市農協でもやや農村的なB，C分類の組合では，同様の回答割合はB分類で17.8%，C分類で11.4%と下がるが，都市化の進展のなかで，B，Cが，いずれAの状況になっていくことは当然予想される事態である。

そして具体的な事業に着目した，「農協はどんな点であなたの役に立っていますか」という問いに対しては，「購買品の買入れ」「貯金の預入れ」は，都市化度合いにかかわらずそれぞれ６～７割，４～５割が役に立っている，としているが，「農産物の販売」については，A分類では7.8%の回答に過ぎず（全体では33%），「資金の借入」もA分類では18.2%（全体では24.2%）であり，「農業技術指導・税相談等」に至っては，A分類ではゼロ，全体でも1.4%しか，役立っているという回答をしていない。

これにはやむを得ない事情もある。都市部では，共同出荷しなくても庭先販売や独自出荷が十分可能であるし，また一部の土地を売却しただけでも，農業にかかる設備購入などの資金準備には十分だったはずである。このアンケートのなかでも，「借入金はありますか」との問いに74.2%が「ない」と回答している（A分類では81.8%）。また，農家は皆自らの技術にプライドを持っており，共同出荷の必要がなければ，営農指導を受ける意義も小さい。

要するに，都市化が進めば進むほど，このままでは正組合員にとって農協の存在意義が低下するということが，アンケートからは明らかだった。

一方で准組合員についてはどうだったのだろうか。准組合員に関しては，その職業を尋ねているが，最も多かったのは中小事業主（36.7%）で，次いで勤労者（22.2%）であった（回答数185）。そして，中小事業主の３分の１に当たる全体の10.8%が会社経営であることが注目される。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

次いで「准組合員になった動機」（回答数185）は「事業資金を借りるため」が38.4％と最も多く，次に「協同組合の趣旨に賛同したから」（25.6％），「貯金をするため」（25.4％）であった。実際，組合員資格別の貸出金残高を回答している15農協平均で，正組合員と准組合員は貸出金残高をほぼ二分していた（員外貸出はほとんど無し）。

そして農協に対する見方の一つとして，「将来はどこを中心に利用しますか」という問いに対しては，農協という回答が65.9％と最も多いが，「銀行」「信用金庫」という回答も合わせて34％に達している。アンケートに回答するということは，比較的農協に対して理解がある准組合員であることを考慮すれば，この数字は無視できない。実際，報告書のなかでも，「小商工業経営者など，農協で面倒を見て成長すると，銀行へ移ってしまう」という懸念や，准組合員を更に「農協主型（農協との取引中心），農協従型（他行取引で不足分を農協で借入。貯金も多少ある），一時利用型（一時的な借入のみ）」などと分類している記述もある。農協は「二次的金融機関と称される」[（注６）]とあるように，准組合員に対してメインとして強い絆をもっている先は多くないという認識である。

そして報告書では，都市農協にとって必要な法律改正として，組合員のためにする手形割引，組合員のためにする国内為替取引，住宅金融公庫等の業務代理，員外利用規制の緩和，などをあげていた。

そのような要望は，地域金融機関としての自信のあらわれというよりも，都市化により正組合員との有力な結びつきが失われるなかで，法律的な制限の大きい当時の農協では，金融機関としても自立できないという危機感からのものとみられる。

（注２） 鈴木・小野寺（1970）16頁。
（注３） 東京都中央会（1965）１頁。
（注４） 同（注３）２頁で，「大都市周辺地帯に存在する農協で，地区内の非農家率が60％以上の農協，即ち商工業，住宅地帯化した地帯に位する，信用事業重視の農協」としている。
（注５） アンケートは，正組合員4,120，准組合員2,800を対象に行い，回収率はそれぞれ23.0％，6.7％であった。
（注６） 二次的金融機関とは，一般に限界金融機関と表現されていたものと同義とみられる。

(2) 農協法改正で先送りされた不動産取引参入

以上のような都市農協内部の議論は，当時農林省で検討されていた農協法改正に向けた動きでもあった。

68年３月に国会に提出された農協法改正案の形成過程では，65年６月以降全中が検討作業を行って系統各段階の意見を取りまとめ，66年９月に「農協法改正に対する意見」として農林大臣あてに改正要望書を提出した。[（注７）]

そのなかで，都市農協の意見を反映しているとみられるのは，員外利用規制の緩和（組合員利用と同額まで）のほか，農協事業の拡張として，単協の手形取引，組合員のためにする農協の不動産売買，組合員のためにする農協の建設工事請負，といった事項である。

ただし，員外利用規制の緩和や手形取引はともかく，「組合員のための不動産売買」

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

「組合員のための建設工事」を行いたいという希望が，とりわけ都市農協で多かったのか，また何を理由に農協が不動産売買や建設工事請負業務をしようとしていたのかなどは，「農協法改正に対する意見」の作成過程に関する資料が見当たらなかったために必ずしも明確ではない。

ただ当時の農協の意向をある程度推測できるものとしては，「農協法改正に対する意見」提出後，農協法改正案が国会に提出されるまでの間の67年５月から８月に行われた全中の「農協法改正に関する単協適用実態調査」がある。(注8) そのなかで，まず「組合員のためにする不動産売買」について，農協が取り組むことに「便益あり」とするのは回答85農協中76％の65組合，「欠点あり」が20組合という結果だった。そして便益としては，「組合員が適正価格で取引できる」「耕地移動の適正化」「悪質業者の介在排除」等があげられており，欠点としては，「専門的知識をもつ職員の養成が難しい」「投機的になりやすい」「売買価格が希望に反した場合の処理が難しい」等であった。

次いで「農協の建設工事請負」については，「便益あり」が回答87農協中63％の55組合，「欠点あり」が32組合だった。そして便益としては，「農家の住宅改善，共同利用施設等の整備に役立つ」「資金供給，設計，工事がセットで行えるので便利」などであり，欠点としては「技術的専門職員の養成確保が困難」「地区業者との競合によるまさつ発生の懸念」などがあげられていた。

要するに両事業とも，農協が参入することで組合員のメリットはあるものの，既に民間業者が専門性をもって事業を行っている分野であるから，組合員に農協を利用してもらうためには，専門性のある職員の育成や体制整備を図らなければならない，ということであった。

農協法改正案について農林省では，「農協法改正に関する意見」に加え，別途農林省が委嘱してまとめた農協問題検討会の結論などを念頭に置きながら改正案の詳細を詰め，その間農協系統との意見調整も行われたが，国会に提出された農協法改正案には農協系統の要請が必ずしも全面的に反映されていたわけではなかった。

法案のなかで都市農協に関連するものとして，まず手形取引については，「手形の内容が非農業部門のものが多い」「単協の審査能力ががいして不十分」などの理由で法案に盛り込まれず，員外利用規制についても，地方公共団体，金融機関貸付のうち政令で定めるものを員外利用の計算外とする案にとどまった。(注9)

農協の建設工事は，農村における農業用施設，組合員住宅等の建設工事の増大にともない，この建設工事を農協の事業として認めることとされたが，法律上は農協法10条１項３号の「物資の供給」の法文において建物等の不動産の供給もふくめて解釈していくということになった。

一方で農協の不動産売買については，改正案には盛り込まれないことになった。そ

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

れは，「事業として行うには必らずしも適当でなく，事実上のあっせんで足りる」との理由であった。

（注７）全中「年鑑」68年版，39～40頁。
（注８）全中「年鑑」69年版，144～145頁。
（注９）同（注８），63頁。

(3) 政策上の要請から農協法改正案を修正

国会での採決が様々な要因で遅れるなか，注目すべき変化が生じていた。それは第一に68年５月以降の農協系統による農住都市建設構想の提唱であり，第二に70年以降本格化した米の生産調整への移行である。そしてこの二つの変化が，農協法改正案の当初案からの修正につながり，農協の不動産関連事業への道を開くきっかけとなった。

まず第一の農住都市建設構想とは，都市的地域の組合員が協同して農地の面的な集積を図るとともに，農地の一部を協同で宅地化して賃貸住宅などを提供することを通じて，無秩序な都市化を防ぎ，都市住民のことも配慮した地域社会を建設して，都市化のなかで協同で農業を守っていこうという構想である。

農住都市建設構想は，当時協同組合経営研究所理事長だった一楽照雄氏によるものとされる。確かに，一楽氏は農住都市構想について様々な文書を書き[注10]，系統組織における農住都市構想の中心となったことは明らかだが，言うまでもなくその構想も，氏個人が全く白紙のなかから考えたものではない。例えば，一楽氏も指摘しているように，それ以前にも経済企画庁国民生活局長だった中西氏（後に参議院議員）が，農住併建という考え方を唱えているし，町田市や木更津市では農民自らの協同の力によって秩序ある新しいまちづくりを進めようとする動きが既に始まっていたのである[注11]。

農協系統による農住都市建設構想の提示は，農協法改正案の修正にどのような影響を与えたのだろうか。この点については，詳細は不明であるが，農住都市建設構想の提示が，農協法改正案の修正に影響を与えた，とする論者もいる[注12]。

改正農協法の内容修正に，より直接的な影響を与えたのが，第二の米の生産調整への本格的な移行であった。

70年度の予算編成に際しては米の生産調整が大きな問題となり，これを行うために水田の積極的な転用等の方針が出され，それに対して全中が「農地等のスプロール化を防ぐため，水田の買取りは，国，地方公共団体，公社，農協などが行うこととし，農協に転用相当農地の取得を認めることを要請」した（70年２月）。

そのようななかで，「農林省は急きょ，･･･農協法の改正を改めて検討し，農協法改正法案を修正して，組合による農地その他の土地の売渡し等の事業を加えた[注13]」のだった。

（注10）協同組合経営研究所『研究月報』68年５月の「近郊農村の村づくり―協同組合による農住都市の建設―」が最初の重要な文書といわれる。
（注11）地域社会計画センター（1977），６頁。
（注12）鈴木・小野寺（1970），70頁。地域社会建設センター（1991），157頁。
（注13）全中「年鑑」71年版，122頁。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

(4) 農協法改正案の成立と農協系統の評価

修正を加えた新しい農協法改正案は，70年２月25日第53国会に提出，４月９日の衆議院本会議，５月８日の参議院本会議でそれぞれ可決され，成立した。修正によって付け加えられ可能になった事業は，

①農業の目的に供するための土地の売渡し，貸付または交換の事業

②組合員の委託等による，転用相当農地等の売渡しおよび区画形質の変更

であった。(注14)

68年２月に当初案が国会に提出され，２年以上かけて成立した改正農協法について，全中では以下のように評価した。

「今回の農協法改正の意味をいくつかの点に整理してみるとつぎのとおり」「改正意図に係る点であるが，･･･系統農協の意見及び農協問題検討会の結論をもとに法改正の内容の検討がすすめられたが，できあがった内容は，･･･政府の政策意図が前面に押し出されたものとなった。」「米の生産調整と関連して急きょ組合による転用相当農地等の売渡し及び区画形質の変更の事業が認められたことも，･･･政策意図によるものである。しかし，これらの事業は，系統農協としても，その実現を強く要望していた事項であり，こんご，これらの事業を組合員の負託にこたえて実施するためには，なによりも系統農協がみずからの農地（土地）政策をもつことが必要である。･･･この農地（土地）政策なしにこれらの事業を実施すれば，政府の意図どおりに農協が行政の下請機関化するおそれがある。(注15)」

不動産関連事業への参入は，系統組織からの要請があったものである。しかし一方で減反のスムーズな実施という農林省の意図や，土地を買収しないで済む，少ない財政資金での宅地供給として農住都市建設を進めたい建設省の意図などがある，との見方が農協系統中央ではあった。このことが個別農協の不動産事業に対する対応を，場合によっては，消極的なものにしたケースもあったのではないかと考えられる。

（注14） 同（注13），122頁。
（注15）（注14）に同じ。

(5) 一挙に進展した農住都市建設

以上のような農協法改正に至る事態の推移と並行して，農住都市建設の動きは急速な進展をみせていた。

農住都市建設構想は，全中を通じて，建設大臣の諮問機関である住宅宅地審議会で，「農協による宅地・住宅の供給について」として提案（69年４月）されるとともに，同月の全中理事会でその積極的推進が決められた。そして短期間のうちに事業推進体制が整備され，政策的支援も進んだ。

まず事業推進体制としては，69年８月に全中及び農協関係中央機関11団体により，農住都市建設協議会が組織され，それが70年３月には関係都道府県団体も会員として加わった全国農住都市建設協会へと改組（70年６月に農林，建設両大臣から社団法人として設立許可），農住都市建設に関する指導相談，計画策定の受託などの業務を行うことになった。都道府県段階でも，必要に応

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

じて農住都市建設に関する農協系統の連絡協議機関を設けるという全中の指導により，20都道府県に農住建設にかかわる県の推進母体（農住建設協議会，農住建設協会などの名称）がつくられた。

政策的支援に関しても，70～72年度に，農住建設基本計画作成を助成する「農村住宅団地建設計画推進調査研究」費（農林省所管）が支出され，既に事業が進みつつあった川崎市百合ヶ丘，静岡市高松，奈良県三郷町立野，広島市安佐などの26か所がその対象となった。

加えて農住建設に対して住宅金融公庫の土地担保賃貸住宅資金を積極的に融資することが決められ（70年10月），木更津市清見台，横浜市藤ヶ丘，町田市町田コープタウン，同ポプラヶ丘コープタウンなどが，その対象となった。その他にも71年４月には，農住建設資金を農協等が長期低利に貸出したとき，その利子補給を国が行う農住利子補給制度が創設され，静岡市登呂コープタウン，春日井市六軒屋，岡崎市上六名，神戸市高津橋，高松市高松町，下関市一の宮などの団地がその対象となった。(注16)

このような急速な事業進展から言えるのは，70年代初めの農住都市建設は，農協職員が組合員をリードして進めたというよりも，農協組合員，それも指導力のあるリーダー的な組合員が，自ら先頭に立つとともに，協同化が可能な組合員に働きかけて進めていったものが多かったのではないか，ということである。

多人数をまとめて土地区画整理を行う場合，地権者間の利害関係の調整が最初の難問になるが，不動産事業にそれまで取り組んでこなかった当時の農協職員に広くそのノウハウが蓄積されていたとは考え難い。その上，当時は合併がそれほど進んでいないこともあり，例えば70年度の都市農協における１農協当たりの職員数は26.4人に過ぎなかった。これは全国平均の41.3人に比べても小さく，都市農協ではその大半が信用事業を担当する職員だったとみられる。

実際，入手可能な農住都市建設の記録をみても，例えば当時の町田南農協の場合，組合長のリーダーシップが特筆されており，「建設予定地の公団の代替地として組合長の私有地六百坪を提供」したというような，まさに個人的利害を越えた強力なリーダーシップがあって実現したことがうかがえる内容となっている。(注17)

つまり組合員の取りまとめをリーダーシップのある有力組合員が行い，実務については，（短時日の間に整備された）前述の全国農住都市建設協会や都道府県の類似機関が主に行い，農協職員が補佐するというような関係であったと推察される。

（注16） 以上は，地域社会建設センター（1977），７～８頁。

（注17） 東京都農業協同組合記念事業実行委員会（1980），94～96頁。

(6) 生活基本構想での資産管理事業の位置づけ

このように，地域の有力組合員主導で農住都市建設の動きが進む状況において，農協系統は協同組合として，不動産関連事業

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

をどのように位置づけて取り組もうとしたのだろうか。

もちろん個別農協ごとに，様々な位置づけで新規事業への取組み（取り組まないことも含め）を検討したであろうが，本稿では，農協系統全体での位置づけについて検討してみる。

新たに可能となった不動産関連事業の農協系統全体での位置づけは，70年11月の第９回全国農協大会における「農村生活の課題と農協の対策」（いわゆる生活基本構想）のなかで提示された。

そこで不動産関連事業には，二つの位置づけが与えられていた。

生活基本構想は，農村社会で解決すべき７つの課題をあげているが，そのなかの第１と第７が不動産関連事業とかかわっていた。第１は，「営農・生活についての適正情報の獲得」であり，情報化社会のなかで，組合員にとって，正しい情報・知識を選択することが課題とされた。そして第７は，「人間連帯の新しい農村地域社会の建設」であり，自然と調和のある新しい農村地域社会の建設が課題とされた。

課題への対応についても，第１の課題に関しては，「生活についての適正な情報の確保と教育・相談活動の強化」となり，そのなかの具体的な取組みの一つとして，「資産管理･･･などの相談活動強化」，があげられた。一方で第７の課題については，「組合員みずから土地を所有しながら，宅地・住宅の供給を都市居住者に行う，いわゆる農住都市建設の推進」となっていた。(注18)

農協系統において，生活事業の一角をなした資産管理事業は，その開始の時点で，具体的取組みとして，①職員による正組合員を相手とした相談，②複数の正組合員の協同による地域社会建設，という二つの方向性を持つものであった。そして，①については，職員の養成も含めて，組合としての事業の明確な位置づけと，長期的な人材育成が求められる課題だったのに対し，②については，前述のように，組合長などの組合員リーダー層主導で既に事業化が進展していたのだった。

（注18）全中「年鑑」71年版，103～104頁。

2　オイルショック以降
（1974年～）

(1)　資金余剰経済化の都市農協への影響

オイルショック後の低成長への移行にともない，企業部門の資金需要は大幅に鈍化して国内資金需給は緩和に転じた。60年代後半以降次第に黒字化傾向にあった対外経常収支が，70年代以降は，オイルショック期を除けば黒字の定着となり，貿易・資本の自由化への攻勢が強まるとともに，経常収支黒字が恒常的な円高圧力となる時代へと大きな変化が生じた。

国民経済全体としての資金余剰への転換は，協同組合金融に大きな影響を及ぼす変化であった。なぜなら，協同組合金融は一面では相互金融という性格を持っているとされてきており，組合員にとって相互金融が極めて大きな意義を持つのは資金不足の

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

時期だからである。

資金不足期には資金調達額対比で信用リスク判断コスト等が相対的に小さい大手企業の大口資金ニーズがまず満たされ，信用リスク判断のコストが相対的に大きい中小企業・個人事業などの小口資金ニーズは満たされないか，金利が割高で利用できないという問題が生ずる。このような金融弱者である中小企業，個人事業者などがまとまって，お互いの情報を共有しあってリスクを軽減し，資金を自賄いしていくのが，相互金融としての協同組合金融の起点である。

しかし国内経済が資金余剰になれば，商業銀行にとって，コスト的に割に合わないとされた中小企業・個人事業金融も，大規模に取り扱うことで平均コストを下げるなどの方法で収益部門化し，事業対象に入ってくることは不可避の傾向である。そうなれば，組合員にとって，協同組合金融機関の相互金融としての色彩が弱まることになると指摘されてきた。

協同組合金融機関の相互金融という意義はなくなるわけではないが，国内経済が資金余剰に転換した後の協同組合金融機関にとって，相互金融だけでない協同組合金融固有の強みを見いだしていくことが，大きな課題になる。

ただし都市農協の場合，以上の長期的課題とは別の問題がまず顕在化した。

資金余剰局面への転換で，都市農協に生じたのは，貸出金残高増加率の急激な鈍化から減少という事態だった。都市農協の貸出金残高は73年度に66.2%の大幅増加となった後，74年度に14.5%，75年度6.6%，76年度1.0%と前年比増加率が急激に鈍化し，77～78年度は△1.7%，△4.2%と２年連続で前年比減少を記録した。

農村農協（都市農協以外）では，同期間の貸出金残高増加率は73年度の増加率ピーク時に38.0%と都市農協に比べ相対的に緩やかな増加で，74年度以降，19.8%，10.7%，11.2%，8.2%，4.2%と増加率が鈍化したが，緩やかな鈍化にとどまっていた。当時の高い物価上昇率を考慮すれば，貸出金残高が２年連続で前年比減になるのは異例ともいえる事態だった。

これは60年代半ばに都市農協幹部が懸念していた「二次的金融機関」としての弱さが顕在化したものであろう。資金需要が減少した中小企業が，メインバンクとは一定の取引関係を維持して資金繰りを頼りつつも，それ以外の金融機関との取引を絞った結果が現れていると考えられる。

都市農協の貯貸率もピークの74年度の52.1%から80年度には32.5%へと約20ポイントも低下した。同時期に農村農協でも貯貸率が低下したが，55.1%から43.4%へと低下ペースは相対的に緩やかだった。

しかし，この時期，貯貸率の低下以上に大きな問題が，都市農業，都市農協にはふりかかっていた。

(2) 市街化区域内農地への宅地並み課税問題

それは言うまでもなく，新都市計画法に

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

よる市街化区域，調整区域の線引きと市街化区域内農地への宅地並み課税の動きである。(注19)

市街化区域内に編入されただけであれば，農業政策の対象からはずれるというマイナスはあるものの，自立した農業経営として維持することも可能である。しかし，農地として，生産手段として利用している土地に対し，一律に宅地として課税を行うという宅地並み課税は，離農を強制する政策であり，組合員の反対運動も激しいものがあった。

市街化区域内農地への宅地並み課税については，問題を更に複雑にする伏線もあった。それは新都市計画法による線引きの際，建設省作成のパンフレットで「市街化区域においても農地転用の届出がなされるまでは，農地は農地として固定資産税が課税される」「相続税についても，市街化区域だからといって評価があがることはありません」と明記されていたり，国会の審議で建設大臣が「市街化区域にはいったからといって，宅地並み課税はしない。･･･農地は従来通り農地課税として扱っていく」と言明していたことである。そのため，農家も市街化区域に入っても安心であると判断し，市街化区域の面積が建設省予定の80万haから結果的には120万haとなり，市街化区域内農地も29万５千haと市街化区域の４分の１を占めるほどになったのである。(注20)

宅地並み課税に反対する農協系統の主張点は，市街化区域内であっても現に農業の用に供されている農地については，農地として評価して農地課税をするべきであるという簡潔なものであり，それは常に一貫していた。

宅地並み課税反対の運動の細かい経過は紙数の関係で割愛するが，生産緑地法制定時（73年）には，その適用要件を緩和させ，宅地並み課税も，撤廃させるところまでは至らなかったものの，減額措置を時限的に獲得して粘り強くその延長をなしとげ，長期営農継続農地制度（81年）によって，長期営農（10年）を申請することで宅地並み課税のうちの農地課税を超える部分の徴収を猶予する実質農地課税を実現させた。(注21)

長期営農継続農地制度は91年度で廃止になって，「保全すべき農地」「宅地化すべき農地」という分類へと変わったが，「保全すべき農地」については農地としての課税が確保されており，厳しい条件がつくものの，市街化区域での営農の継続とその承継が可能な枠組みとなっている。(注22)

また農地等の相続税についても，農地評価額を時価評価と農業投資価格（農業収益還元価格）に分け，その差額に相当する相続税額を納税猶予し，農業経営を20年継続した場合に，それを免除するという農地等の相続税納税猶予制度も創設した。(注23)

（注19） 新都市計画法制定（68年）と宅地並み課税の開始（73年）は，本稿の「高度成長期」の時期だが，宅地並み課税反対の運動は81年までほぼ10年間続くので，主にはオイルショック以後の時期に分類している。

（注20） 全中「年鑑」73年版，87頁。

（注21） 大阪府農業協同組合中央会（1986），527-651頁。

（注22） 東京都農業協同組合記念事業実行委員会（2001），103-110頁。

（注23） 大阪府農業協同組合中央会（1986），583頁。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

(3) 都市農業への圧迫と資産管理事業の確立

そしてこの宅地並み課税反対の運動は三つの結果をもたらした。

まず第一に，組合員自ら参加した課税反対の運動を通じ，市街化区域内での農地の存在を認めさせ，要件は厳しいものの生産緑地という法的な位置づけを確保したことである。これはもちろん市街化区域に農地を持つ農家組合員の営農に対する強い信念に支えられて実現したものであるが，一方でそれは，都市と農業を分ける都市計画法に反対して共存を主張した農住都市建設構想の思想や実践の継承という面もあった。そして農住都市建設の運動は，（政策的な配慮も強いが）81年の農住組合法によって，法的な根拠を得るに至った。農住組合法に基づく土地区画整理事業，土地改良事業については，ノウハウを蓄積した農協職員が組合員を組織するケースもみられる。

そして第二に，逆説的ではあるものの，都市農家に離農を迫る厳しい政策への対抗を通じて，都市農協の協同組合としての一体感が高まったということである。全中の『農協年鑑』でも宅地並み課税反対の運動について「これまでともすれば都市化傾向のゆえに，組合員とのつながりが問題となっていた都市農協が，組合員農家と一体となって運動に取組み，協同組合として評価を確立した」と指摘している。(注24)

加えて，宅地並み課税反対運動のなかで勝ち取った成果も，課税を強化しようとする行政との妥協の産物という性格から複雑化し，きちんとした制度の理解が農協職員に求められるようになった。そのことは，制度変更の場合に，その具体的な適用に関する勉強会が，農協単位で開かれていることや，都市農協で税務相談を行っている組合の割合が，76年度の43.9%から85年度には66.0%，直近の04年度には85.4%にまで上昇していることからも言えることである（農村農協の同比率は27.2%，47.5%，67.6%である）。

そして第三に，それらの動きが，前述の，生活基本構想で位置づけられた，資産管理事業の取組みの重要な要素である「職員による正組合員を相手とした相談」という機能の強化につながった。それが，相談を通じて，組合員の資産管理活用や農地を含む資産承継等にかかわる税務や法務等様々な悩みに応えることとなり，税理士や弁護士，建設会社や不動産業者等の地域のネットワークを生かしながら解決策を探っていく「相談を起点とした資産管理事業」というスタイルの確立に結実していくのである。

組合員のニーズをどうくみ上げるか，また，資産管理関連事業のなかで，組合として何を自前で取り組み，何を外部業者に委託するか（ただし農協が間に入って，業者と組合員の関係を調整），などといった細かな事業取組体制は，個々の農協で相当に異なっており，紙数の関係もあって詳細は論じられない。都市農協における聞き取り調査の結果から言えるのは，事業内容を決める上での重要な要素は，農協経営者の考え方（及びそれを支える農協職員幹部の考え方）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

とともに，地域における専門家，専門業者の状況だということである。

（注24）全中「年鑑」73年版，91頁。

まとめ

最初に述べた二つのポイントに即して，本稿を取りまとめてみよう。

まず農協の都市化への対応としては，70年代始めごろまでは，正組合員の離農，農地の売却などへの有効な手立てが無いなかで，土地代金流入による貯金増加と，高度成長期の資金需給逼迫を背景にした個人事業者・中小企業等からの借入需要増加もあり，地域組合化を模索した時期であった。しかし，オイルショック後の低成長・資金余剰経済への移行のなかで，高度成長期に模索したような形での地域の中小零細企業への融資拡大による地域金融の追求は，いったん困難なものになったとみられる。

次いで農協法改正を背景にした不動産関連事業への参入の初期には，有力組合員自らがリーダーとなって，複数組合員の協同による農地と宅地の同時整備（農住都市建設）という構想のもと，押し寄せる都市化の波に対抗して協同で農業を守ろうとした。この動きは，都市と農業を分離する行政の考えへの根強い抵抗や，市街化区域内農地への宅地並み課税反対運動に引き継がれつつ，都市と農業の共存につながった。

そして，職員による正組合員を相手とした相談を起点にした資産管理事業が確立されるなかでは，系統組織以外の，地域の専門家，業者との間で，有効なネットワークを形成するに至っている。ネットワークの形成と維持にとって重要なのは，地域の専門家や業者を見極め，適切な関係を構築することのできる農協職員の高い専門性，経験に基づく見識である。

次に第二の，都市化への対応のなかでの，農協の主要構成員間の相互関係の変化については，地域組合化を模索していた時期には，正組合員の一部からは存在意義を問われるなかで，准組合員からは資金借入先として期待されたという関係があった。

次いで農住都市建設の取組みでは，当初は組合員リーダーが一般正組合員を取りまとめるという動きが中心であったが，時間の経過とともに，不動産事業に関するノウハウの蓄積につれて，次第に農協職員が組合員を取りまとめる事例も出てきている。

そして，相談を起点とした資産管理事業においては，専門的な見地から組合員の立場に立って相談に応じ，組合員のニーズがあれば組合員の事業にかかわる業務の一部を農協職員が専門的に代行し，また，組合員のニーズを受けて外部業者との間の交渉の代理になるという，組合員―農協職員間の，依頼人―代理人関係が形成されている。

信用事業の面からは，組合員にとって重要なニーズである資産管理に対応して，組合員の信頼を得ることのできた農協では，資産管理相談を通じて，結果的に賃貸住宅ローンなどの貸出につながり（ただし相談はローン拡大を目的としたものであってはな

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

らないことがなによりも重要），また組合員の資産管理を支援することが，貯金増加や債権の保全につながるという，資産管理を要（かなめ）にした，組合員との強い結びつきに基づく信用事業という事業モデルを作り出している，といえる。

そしてそれは，前述の資金余剰経済において協同組合金融固有の強みを見いだす，という重要な課題に対する，農協系統の一つの有力な回答にもなっている。

もちろん農協の資産管理事業も，賃貸住宅の空室や組合員の独自活用増加等の問題を抱えており，信用面でも，有力組合員への他業態の強力な攻勢など様々な問題があることは，聞き取り調査を通じてある程度把握しているが，それについては稿を改めたい。

本稿では，都市農協の資産管理事業及びそれに基づいて成り立つ，組合員との強い結びつきを持った金融という事業モデルが，都市化への，決して容易ではなかった対応のなかから生み出されてきた，農協系統にとって極めて貴重な成果であることを，はっきりと確認しておきたい。

＜参考文献＞（引用していないものも含む）

・大阪府農業協同組合中央会（1968）『都市農協の問題点とその対策』
・大阪府農業協同組合中央会（1986）『大阪府農協中央会三十年史』
・鈴木伸八郎・小野寺義幸（1970）『農住都市建設と改正農協法』住宅新報社
・全国農業協同組合中央会『農業協同組合年鑑』各年版（注では全中「年鑑」と年号で表記）
・全国農業協同組合中央会『全中三十年史』
・全国農業協同組合中央会『全中五十年史』
・全国農業協同組合中央会（1973）『農地等処分事業の手引き』
・地域社会計画センター（1977）「農住建設の考え方・進め方」
・地域社会建設センター（1991）「農住建設の基礎理論・提言と資料」
・東京都農業協同組合中央会（1965）『都市農協　その問題点と対策を考える』
・東京都農業協同組合記念事業実行委員会（1981）『東京都農協三十年史』
・東京都農業協同組合記念事業実行委員会（2001）『ＪＡ東京五十年史』
・農林水産省『総合農協統計表』各年版
・三輪昌男（1971）『都市農協』家の光協会

（主席研究員　小野澤康晴・おのざわやすはる**）**

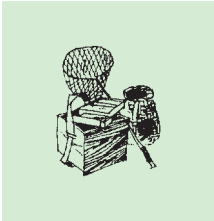

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農協の総合生産性変化とその要因

——1989～2005年——

〔要　　旨〕

1　本稿の課題は，農協の総合生産性の変化とその要因について把握することである。これまで，農協系統のみならず農協研究者の間でも，総合生産性について議論されることは非常に少なかった。本稿ではMalmquist総合生産性を用いてこれを試みる。

2　計測の結果，農協の総合生産性は，1989年から2005年の間に年率1.31%で上昇した。この伸びに最も貢献したのは，規模の経済であり，次いで技術進歩であった。反面、伸びを阻害したのは混合効果であった。

3　主に規模の経済と技術進歩によって，農協の労働や資本投入の削減が実現されてきたが，特に規模の経済を生かしつつそれを実施してきたことは評価に値すると思われる。

4　しかし，期間中総合生産性の伸びを阻害してきた混合効果への対応が課題として残る。これを改善しつつ総合生産性を上昇させるには，労働および資本投入の無駄を省くこと，総合生産性の伸びが期待できない所に過度な投入をしないことが求められると考える。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

目　次

課題の設定
1　1989年以降の農協の事業総利益等の動き
2　総合生産性の概念と農協の総合生産性に関する既存文献
⑴　総合生産性の概念
⑵　農協の総合生産性に関する既存文献
⑶　Törnqvist指数による総合生産性
3　Malmquist総合生産性
⑴　Malmquist総合生産性の特徴と使用語句の説明
⑵　計測の前提と計測結果
⑶　結果の解釈および農協への示唆
おわりに

課題の設定

本稿の課題は，農協の総合生産性の変化とその要因を把握することである。(注1)農協系統において，これまで総合生産性について議論，または把握するということは，農協及び組合員にとって重要であるにもかかわらずほとんどなされてこなかったものと思われる。同様に，農協研究者の間でも農協の総合生産性について議論されることは非常に少なかった。もちろん，数値的把握がなされていない以上，総合生産性変化の要因についても十分把握されていないのが現状である。

農協においては，労働生産性を使用することが多いと思われる。労働生産性は計算が容易で把握しやすいため，あらゆる領域で利用されているものである。しかし，これは投入要素の一部に目を向けた部分的な生産性であるため，すべての投入要素を網羅する場合には総合生産性を計測することが必要となる。川村（2000）は，農協の労働生産性と総合生産性との間に相関があるとしても，労働生産性のみに着眼することに疑問を投げかけている。

冒頭に示した本稿の課題は，これらの問題に対応したものである。総合生産性変化とその要因について把握するために，Malmquist総合生産性を用いる。加えて，川村（2000）で指摘された，労働生産性のみを農協が利用することの意味づけを2（3）「Törnqvist指数による総合生産性」で補足的に行う。

本稿が対象とする期間は1989年から2005年までである。89年は平成元年にあたり，本稿では，平成に入ってから計測可能な最新年までの農協の総合生産性の変化に焦点を当てることとなる。

（注1）全要素生産性やTFP（Total Factor Productivity）という言葉が総合生産性と同じ意味で使用されることもある。本稿では，総合生産性で統一する。それは，農業分野において速水（1986），山田（1992）などが使用していること，農業部門における生産性に関するレビュー文献である加古（1996）でも総合生産性が使用されていることを考慮したものである。

1　1989年以降の農協の事業総利益等の動き

89年以降の事業総利益等の動きをみたも

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

のが第１表である。事業総利益および事業管理費は，ともに95年以降減少傾向にある。対象期間中の減少率（年率）は，事業管理費よりも事業総利益の方が上回っている。

労働投入には人件費を使用しており，資本投入には事業管理費から人件費を差し引いたものを使用している。(注２) この推移をみると，労働投入も資本投入も95年までは増加傾向にあり，その後減少傾向を示している。

労働生産性（１人あたり事業総利益）は，89年の6.04百万円／人と比べ05年には6.78百万円／人となっており，年率0.73％で上昇している。

事業管理費１円あたりの事業総利益は，事業総利益対事業管理費比率の逆数である。最も高いのは89年の1.20であり，01年までは減少傾向にあったが，その後改善され05年には1.09となっている。

期間中において，総じて言えることは，事業総利益の減少率に投入の削減率が十分に追いついていないこと，その結果，事業管理費１円あたりの事業粗利益が低下したことである。但し，00～05年をみてわかるように，2000年代に入ってからは事業総利益の減少率よりも投入の削減率の方が上回っており，その結果，事業管理費１円あたりの事業粗利益が上昇しつつある。

（注２） この取扱いは，川村（2000）に倣ったものである。資本投入に該当する項目が総合農協統計表にないため，本稿でも同様の措置をとった。

2　総合生産性の概念と農協の総合生産性に関する既存文献

(1)　総合生産性の概念

生産性（Y／X）とは，何かを投入（X）してどれだけのもの（Y）が生み出されるかという概念である。もし投入要素が１つで，産出されるものも１つならば，両者の比（Y／X）が生産性となる。しかし，通常何かを生み出す場合には複数の投入要素が必要である。また，産出されるものも複数の場合がある。例えば，米作りは労働という１つの投入要素のみでは不可能である。米作りには，労働の他にもトラクターなどの機械が必要である。機械・施設などは総称して資本と呼ばれる。多くの場合，

第１表　事業総利益等の推移（名目値）

（単位　10億円，千人，千か所，百万円／人）

		実　数					変化率（％／年）			
		89年	90	95	00	05	90～95	95～00	00～05	89～05
事業総利益	（Y）	2,342	2,413	2,465	2,190	1,996	0.42	△2.33	△1.84	△0.99
事業管理費	（X）	1,949	2,040	2,274	2,148	1,836	2.20	△1.14	△3.09	△0.37
労働投入	（L_1）	1,417	1,484	1,645	1,531	1,294	2.08	△1.42	△3.32	△0.57
資本投入	（K）	532	556	629	616	543	2.52	△0.40	△2.52	0.12
役職員数	（L_2）	388	386	375	338	294	△0.57	△2.08	△2.73	△1.71
本支所数		23.4	23.6	23.8	23.3	21.1	0.20	△0.39	△2.03	△0.64
総利益／管理費	（Y／X）	1.20	1.18	1.08	1.02	1.09	△1.74	△1.21	1.29	△0.62
労働生産性	（Y／L_2）	6.04	6.25	6.57	6.48	6.78	1.00	△0.26	0.92	0.73

資料　農林水産省『総合農協統計表』（各年版）
（注）1　労働投入と資本投入の算出方法は川村（2000）と同じであり，労働投入の労働は人件費を，資本投入の資本には事業管理費から人件費を引いた数値を使用している。但し，川村（2000）では，生産性計測のために両者の実質値を算出している。
2　役職員数（L_2）は，常勤役員，職員，臨時およびパート職員の合計である。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

投入要素はこの２つに分割可能である。

生産性のうち労働生産性（Y/L）とは，労働（L）１単位の投入に対し，どれだけのもの（Y）が生み出されたかという概念である。しかし，労働生産性だけでは十分に説明できない部分がある。仮に労働投入１単位によって10単位の米を生産したとする。この生産量は便宜上固定しておく。この場合労働生産性は10であるが，資本は全く考慮されていない。トラクターの使用が，１単位であろうと10単位であろうと労働生産性には反映されないのである。

ここで総合生産性の概念が必要となる。総合生産性は，使用するすべての投入要素を考慮した上で，どれだけのものが生み出されるかという概念である。上述の例で確認すると，労働と資本を何の制約もなく加える事ができるとするならば，労働１単位と資本１単位で合計投入量は２単位となり，総合生産性は５となるが，労働１単位と資本10単位では合計投入量は11単位となり，総合生産性は0.91となる。もちろん前者の方が生産性は高い。

⑵　農協の総合生産性に関する既存文献

農協の総合生産性に関する主な文献[注３]として川村（2000）がある。川村（2000）は，経済統計でしばしば使用されるTörnqvist指数を使用して1967年から97年までの総合生産性を計測している。その結果は，①90年代に入ってからの総合生産性は停滞している，②費用関数[注４]を使用して計測した結果，准組合員比率の上昇や合併が，総合生産性に正の影響を与えている，③総合生産性停滞の要因は，資本生産性にあると考えられ，労働生産性のみを問題とするのは不十分である[注５]，に要約される。

川村（2000）の研究成果は，農協経営のあり方を考える上で示唆に富んでいる。そこで，次項では，①川村（2000）で計測されたTörnqvist指数による総合生産性を05年まで期間延長し，89年以降の動きをみること，②総合生産性の停滞要因として挙げられた資本生産性の動きを確認すること，③上記①②を踏まえて，労働生産性をみることの意味，について簡潔に言及する。

（注３） 本稿ではLovell（2003）と同様，Malmquist生産性計測の一手法であるFäre et al.（1994）型のものを部分的生産性として取り扱っている。

（注４） ある一定のものを生み出すのに，どれだけの要素投入を必要とするかを関数であらわしたもの。係数計測のために，関数形と分布（例えば正規分布）を特定化しなければならない。また，Törnqvist指数からは直接要因分解できないため，別途費用関数を使って計測する必要がある。

（注５） 川村（2000）の労働生産性（Y/L）は，実質化された人件費（L）あたりの産出（Y）であり，産出には各事業の事業総利益をTörnqvist指数によって指数化したものを使用している。また，資本生産性（Y/K）は，実質化された資本投入（K）あたりの産出（Y）であり，資本には事業管理費から人件費を差し引いた残額を使用している。本稿の分析に使用される労働生産性および資本生産性もこの定義に従っている。詳しくは川村（2000）を参照されたい。

⑶　Törnqvist指数による総合生産性

川村（2000）で利用されたTörnqvist指数を05年まで延長したものが第１図および第２表である。

総合生産性は計測可能期間（67～05年）において年率2.02％で上昇してきた。その

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

なかで90年代をみると，90～95年は0.05%，95～00年は0.43%の伸びにとどまっている。90年代の総合生産性の伸びは，非常に緩慢で停滞している。2000年代では，02年に総合生産性が大きく伸びており，00～05年の伸び率の平均は2.00%となっている。

総合生産性とともに，労働生産性と資本生産性の動きも第１図に示している。(注６) 労働生産性は前年を上回る値を示すことが多く，上昇傾向にあるが，資本生産性は低下傾向にあることがわかる。このことは，農協の総合生産性が労働生産性の伸びによって支えられてきたこと，そして資本生産性が総合生産性にあまり寄与してこなかったことを示している。特に，本稿の対象期間となっている90年代においてその傾向がみられる。

第１図　Törnqvist指数による総合生産性の計測結果

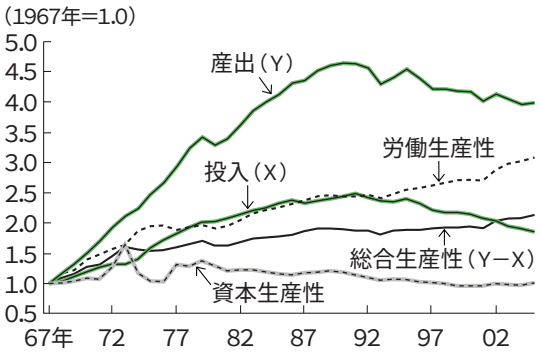

資料　筆者作成
（注）　計測方法は川村（2000）と同じである。

第２表を利用して89年以降の総合生産性の変化をみると，総合生産性の上昇は，産出の減少を上回る投入の削減によりもたらされていることがわかる。特に95～00年と00～05年の投入の伸びは，それぞれ△2.19%，△2.88%とかなり抑制されていることがわかる。第１図とあわせてみると，96年に産出および投入に関する大きな転換がなされている。96年以降は，02年以外のすべての年で産出，投入ともにマイナスの伸びとなっている。96年以降の10年間のうち７年で産出の減少幅を投入の減少幅が上回っていることから，およそ90年代後半から，投入の大幅な削減により農協の総合生産性の上昇傾向が始まったのではないかと考えられる。

最後に，総合生産性と労働生産性の関係をみておきたい。第１図をみると，総合生産性と労働生産性との相関が極めて高いことがわかる。89年以降の総合生産性と労働生産性の伸び率との相関係数も0.965と高い。農協における労働生産性利用の意味はここにあるといえる。但し，労働生産性のみをみることが十分でないことは知っておく必要がある。例えば89年以降において，91年，92年，96年および99年は，総合生産性の伸びが負の値となっているが，これらの年の労働生産性は上昇していた。農協にとって労働生産性をみる場合には，それが総合生産性を代替できることを定期的に把握しつつ，

第２表　Törnqvist指数による総合生産性の変化

（単位　%／年）

		67～05年	67～90	89～05	90～95	95～00	00～05
総合生産性	（Y−X）	2.02	2.80	0.68	0.05	0.43	2.00
産出	（Y）	3.70	6.90	△0.91	△0.39	△1.76	△0.88
投入	（X）	1.68	4.10	△1.59	△0.44	△2.19	△2.88
労働生産性	（Y/L）	3.01	3.94	1.42	0.88	1.42	2.52
資本生産性	（Y/K）	0.00	0.72	△1.14	△2.10	△1.98	0.78

資料　筆者作成
（注）　第1図に同じ。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

簡便法として使用することが求められる。

（注６）川村（2000）でも述べられているように，総合生産性が労働生産性と資本生産性に分解されるわけでない。しかしながら，総合生産性を大雑把にとらえるために，本稿では厳密性を無視して論じている。

3　Malmquist総合生産性

(1)　Malmquist総合生産性の特徴と使用語句の説明

前節で示したTörnqvist指数は，産出と投入の値から総合生産性の値が計算できたが，これでは総合生産性の変化がどのような要因によってもたらされたのかが把握できない。Malmquist総合生産性は，産出と投入の値は計算できないが，総合生産性の計測とその変化の要因を技術効率・技術進歩・規模の経済・混合効果の４つに分解できるのが特徴である。(注７)

分解される要因のうち，技術効率とは各期における最も生産性の高い主体を技術効率的とみなし，それ以外の主体が，今期から次期の間にどれだけそこに追いついたか，または引き離されたかを表したものである。

技術進歩とは，今期と次期の最も生産性の高い主体同士を比較するものであり，次期の方が生産性が高い場合には，今期では誰もが不可能だった生産性を上げることが可能となったという点で，技術が進歩したとみなす。

規模の経済とは，全要素投入を同率で増加させた時に，産出が投入の増加率より高いか否かをみるものである。産出の増加率の方が高い場合には，規模の経済が存在すると言う。(注８)

混合効果とは，ある一定の産出を行うために，投入要素となっている労働と資本との間の配分が適正かどうか，また，ある一定量の生産要素を使用した場合の産出水準が，適正な水準にあるかどうかを示している。

Malmquist総合生産性は，Törnqvist指数と同様に指数であり，共通点もあるが，大きく性質が異なる部分がある。それは，Törnqvist指数が常にある一定量のものを生み出すのに，最適な投入がなされているという仮定が置かれているのに対し，Malmquist総合生産性は，生産には非効率が生じている部分があることを前提としていることである。そのため，Malmquist総合生産性とTörnqvist指数の値は多くの場合一致しない。(注９)

（注７）Lovell（2003），後藤ほか（2005）を参照。

（注８）注意が必要なのは，全要素投入の同率変化という点と，規模の経済には時間の変化がない点である。労働２倍，資本３倍という場合は同率変化ではないので，また，次期に労働と資本を等しく２倍にする場合も，時間にずれがあるため規模の経済を正確にとらえていないことになる。

（注９）一致しないことは，Färe et al.（1994），後藤ほか（2005）などで確認されている。但し，Färe et al.（1994）は部分的なMalmquist生産性の計測結果である。両指数が一致する場合は，生産に非効率が生じていない場合である（Caves et al.（1982））。

(2)　計測の前提と計測結果

計測の前提は次のとおりである。計測の基となるデータは総合農協統計表であり，これは農協の経営数値が都道府県別に集計されたものである。このことは，各都道府県の数値を１経営体（県農協）の数値と見

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

立てていることに等しい。この前提は現実を十分に反映しているものではない。農協の合併が進み，１県１農協となっている所もあるが，依然それは少数だからである。

計測結果は第２図および第３表に示している。第１に，計測期間中，農協の総合生産性は年率1.31％で上昇した。期間中の推移をみると，総合生産性が低下したのは，89年，92年，95年および98年であり，その他はすべて上昇した。総合生産性が上昇した年のうち，93年，94年，02年及び05年は２％以上の伸びとなっている。2000年代に入ってからの総合生産性の伸びは，90年代における停滞から脱しているようにみえる。

第２に，４つに分解された項目から総合生産性上昇への貢献をみてみると，最も伸びに貢献したのは規模の経済であった。期間中の総合生産性の伸びに対する寄与率は105％であった。規模の経済が総合生産性の伸びに最も貢献度している年は，計測期間17年のうち11年と半数以上を占め，特に95年以降の各年における寄与度は大きい。

貢献度が２番目に高かったのは技術進歩であり，総合生産性の伸びへの寄与率は64％であった。技術進歩は，主として90年代前半と02年以降で総合生産性の伸びに対する貢献度が高い。

技術効率は期間中大きな変化がみられず，総合生産性の伸びへの寄与率も１％と低かった。これは，同じ国のなかでMalmquist生産性を計測する場合にみられる傾向である。それは，同じ国のなかではほぼ同じ技術を利用しているためである。(注10)

第2図　Malmquist総合生産性の計測結果（変化率）と総合生産性への寄与

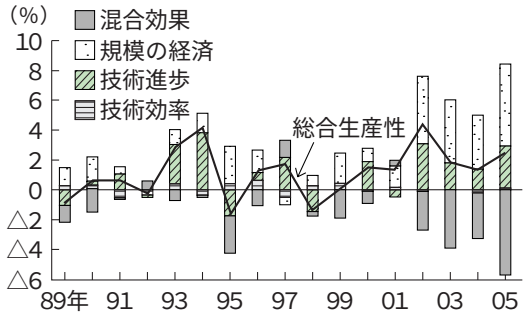

資料　筆者作成

第3表　Malmquist総合生産性の変化

（単位　％／年）

		89～05年	90～95	95～00	00～05
総合生産性		1.31	1.14	0.66	2.28
寄与率（％）	技術効率	1	△4	11	△1
	技術進歩	64	72	50	66
	規模の経済	105	52	84	147
	混合効果	△70	△20	△45	△112

資料　筆者作成

92年において，最も総合生産性の伸びに貢献した混合効果は，期間全体としてみると，総合生産性の伸びを鈍化させる要因として働いた。期間中の総合生産性の伸びへの寄与率は△70％であった。

対象期間を違いのみられる５年ごとに３分割してみると，総合生産性の伸びは95～00年の0.66％が最も低くなっている。しかしながら95年以降は，95年および98年を除き総合生産性は上昇している。

期間中の総合生産性上昇の要因をみると，規模の経済が寄与する割合が時間の経過とともに大きくなっていることがわかる。技術進歩は，すべての期において安定して貢献している。混合効果は，全期間において上昇の阻害要因となっており，その割合も拡大している。

（注10） 技術効率が異なるのは，国際比較を行った

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

場合によくみられる。それは全く違う技術が存在しているためである。例えば，途上国で先進国の技術を導入した場合，先進国へ追いつく（キャッチアップ）だけなので，技術進歩はないが技術効率は上昇する。Färe et al.（1994）では，技術効率の変化という言葉と同時にキャッチアップという言葉を使用している。

(3) 結果の解釈および農協への示唆

89年以降，農協の総合生産性上昇の牽引役だったのは，規模の経済と技術進歩であった。そして，総合生産性上昇に最も貢献したのが規模の経済であったことは特筆に値する。なぜなら，規模の経済を背景として，既に第１表でみたような投入の削減，すなわち役職員数の削減や施設等の統廃合を実施してきたからである。特に90年代後半からは，これらの数字は大きく減少してきている。これは，技術進歩の成果を取り入れるといった受動的な行動だけに依存するものではない。このことは評価されてよいであろう。

但し，ここで使用しているデータが，都道府県レベルに集計されたものであることにもう一度留意しておく必要がある。確かに，時間の経過とともに規模の経済が働く度合いがより強まっていることは本稿で示しているが，それは，集計された農協の経営数値が大きな都道府県において，より大きな規模のメリットが存在していることを示しているに過ぎない。またこのことは，規模の経済が，個別農協の合併によってもたらされたものかどうかを示すものではない。それを知るためには，農協の個票データを使用し，改めて計測する必要がある。

次に総合生産性上昇に寄与したのは技術進歩であった。技術が進歩すれば，例えば今までよりも少ない人数で業務が可能となるため，総合生産性は上昇することとなる。しばしば挙げられるのは，情報通信技術の進歩および導入が総合生産性に貢献するという説明である。これは，農協にもあてはまるのではないかと考える。

期間中，総合生産性の伸びを阻害している唯一の要因は，混合効果であった。農協の場合では，各事業において一定額の事業総利益を生み出すにあたって，労働と資本の間の配分が適切かどうか，現在保有する労働と資本を利用した結果，各事業の事業総利益の水準が適正な数値となっているかがこれに該当する。計測結果から，投入要素となっている労働と資本との間の配分の適正化が不十分であったか，または，各部門の事業総利益の水準が，適正な水準と比べ低水準または偏りがあったことを示している。

農協の総合生産性を考えるにあたって，上昇阻害要因となっているこの混合効果を打ち消しつつ総合生産性を上昇させていくことが課題となる。解決のために求められることは，①労働（L）と資本（K）投入の無駄を省き，かつ資本装備率（K／L）[注11]をプラスの値で維持する，②生産性の伸びが期待できない事業に過度な投入はしない，であると思われる。

①について，そもそも混合効果は労働と資本の配分が適正か，または労働と資本の量に対し，適正な産出量があるかを問題とする。そして，労働と資本の配分を考える

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

ということは，その量とともに資本装備率を変化させることにつながる。第３図は，労働生産性を資本生産性と資本装備率に分解したものである。既にみたように，農協の事業総利益は減少傾向にあり，資本生産性が停滞していることから，労働生産性の上昇は資本装備率の上昇によるところが大きいことがわかる。資本生産性の低さは，資本の過剰に要因があり，当面はこの過剰の調整が必要であろうと考える。このことによって，一時的に資本装備率が低下することになる。しかしながら，長期的には適切な投資を実施し，資本装備率を安定的に上昇させることで，労働生産性，ひいては総合生産性を伸ばしていくことが求められる。

②は，現在生産性が高い事業に傾注するのではなく，生産性の伸びが期待できる事業に力を入れることである。計測では明示的に示すことができなったが，混合効果が負の値という計測結果が示していることは，労働の削減や遊休資産，低稼働施設処理の不十分さだけでなく，生産性の伸びが停滞している事業への投入が多いことがあると考えられる。ある事業において産出が減少しているにもかかわらず，労働や資本を厚く配分し，投入を伸ばせば，それは非効率として主に混合効果に負の影響を与えるからである。

第3図　労働生産性変化率の分解

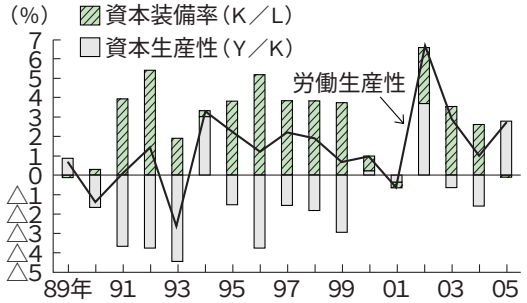

資料　筆者作成
（注）２(3)で使用した労働生産性（人件費あたりの産出）を分解したもの。

最後に本稿で言及しなかった，または計測に取り込むことができず，言及できなかった点について２点挙げておく。

第１は，農協が総合生産性を向上させる方法はいくつかあるということである。本稿では対象期間の動向に即し，産出はほとんど伸びないとして論じてきた。そのため，投入の調整に目を向けてきた。しかし，既にみたように，総合生産性は産出（Y）と投入（X）の比（Y／X）であるから，投入以上に産出を増加させることでも総合生産性は伸びる。例えば農協が，組合員の利益および生活の向上のために，組合員が必要とする新事業を創設することでも可能なのである。もちろん，その際にも適正な労働と資本の投入量を意識することが重要である。

第２は，農協経営上の重要な目的のひとつに組合員の満足度向上があることである。これは，総合生産性の向上によって上昇する部分もあるが，そうでない部分もある。このことを盾に生産性を軽視することは避けなければならないが，どこで折り合いをつけるかは，農協特有の重要な経営問題であろう。

（注11） １人あたりの資本の量を表しており，資本深化とも呼ばれる。

おわりに

本稿では，Malmquist総合生産性を用い

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

て，農協の総合生産性変化とその要因について取り上げた。農協の総合生産性は，対象期間である89年から05年までの間に年率1.31%で上昇してきた。90年代の伸びは低いものであったが，2000年以降の伸びは90年代よりも高いことが示された。

対象期間中の総合生産性上昇の最大要因は，規模の経済であり，次いで技術進歩であった。反面，最も伸びを妨げた要因は，混合効果であった。

生産性の追求は，組合員の満足度向上の一部をなすものでもあり，農協が事業総利益の伸び悩みのなかで，規模の経済を背景として総合生産性を上昇させてきたことは評価に値するであろう。近年の農協による投入要素削減の動きは，生産性という面では確実に実を結んでいるように思われる。但し，最も生産性向上に貢献した規模の経済が，農協合併によってもたらされたものかどうかは本稿では実証していない。実証のためには，改めて農協の個票を用いて計測する必要がある。

総合生産性上昇の阻害要因となった混合効果の値を改善しつつ総合生産性を上昇させるには，投入要素の無駄を省くこと，生産性の伸びを期待することが難しい事業に過度な投入はしないことが求められる。

対象期間中の計測結果が示しているように，生産性向上のために規模の経済と技術進歩を生かすことは今後とも必要であろう。これまで同様，農協は積極的に必要な経営努力をしていくことが求められていると考える。

＜引用文献＞

・Basu,S.（1996）"Procyclical Productivity: Increasing Returns or Cyclical Utilization", *Quarterly Journal of Economics,* Vol.111（3）, pp719-751.
・Bjurek,H.（1996）"The Malmquist Total Factor Productivity Indexes", *Scandinavian Journal of Economics,* Vol.98（2）, pp303-313.
・Caves,D.W., L.R.Christensen and W.E.Diewert（1982）"The Economics Theory of Index Numbers and The Measurement of Input, Output, and Productivity", *Econometrica,* Vol.50（6） pp1393-1414.
・Diewert,W.E.（1976）"Exact and Superlative Index Numbers", *Journal of Econometrics,* Vol.4 pp115-145.
・*Färe,*R., S.Grosskopf, M.Norris, and Z.Zhang（1994）"Productivity Growth, Technical Change, and Efficiency Change in Industrialized Countries", *American Economic Review,* Vol.84（1）, pp66-83.
・Lovell,C.A.K.（2003）"The Decomposition of Malmquist Productivity Indexes", *Journal of Productivity Analysis,* Vol.20 pp437-458.
・Malmquist,S（1953）"Index Numbers and Indifference Surfaces", *Trabajos de Estadistica,* Vol.4, pp209-242.
・Mankiw,N.G.（1989）"Real Business Cycle: A New Keynesian Perspectives", *Journal of Economic Perspectives,* Vol.3（3）, pp79-90.
・Törnqvist, L.（1936）"The Bank of Finland's Consumption Price Index", *Bank of Finland Monthly Bulletin,* Vol.16（10）, pp27-34.

・加古敏之（1996）「農業の生産性」中安定子・荏開津典生編『農業経済研究の動向と展望』，冨民協会，pp92-105.
・川村保（2000）「総合農協の総要素生産性の計測とその要因に関する実証研究」全国農業協同組合中央会編『協同組合奨励研究報告』，第二十五輯，pp343-380.
・後藤美香・門多治・根本二郎（2005）「ユーティリティー産業を中心とする産業別の生産効率性と要因分解―1980年代から90年代における国際比較と国内分析―」電力中央研究所
・速水佑次郎（1986）『農業経済論』岩波書店
・野村浩二（2004）『資本の測定―日本経済の資本深化と生産性―』慶應義塾大学出版会
・山田三郎（1992）『アジア農業発展の比較研究』東京大学出版会

（研究員　若林剛志・わかばやしたかし**）**

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

＜補－１＞　データ

データの出典およびデータの加工方法はすべて川村（2000）と同じである。

＜補－２＞　Törnqvist指数とMalmquist総合生産性指数

Törnqvist指数は，Törnqvist（1936）によって示されたとされ，Diewert（1976）によってこの指数の経済学的意味づけが付加されてから急速に普及した。

Malmquist総合生産性は，Lovell（2003）によればBjurek（1996）が示したとされる。今回利用する計測モデルは，Lovell（2003）に依っている。計測モデルを簡単に示しておくと，

$$M^t=\frac{D_o^{t+1}(x^{t+1},y^{t+1})}{D_o^t(x^t,y^t)}\cdot\frac{D_o^t(x^{t+1},y^{t+1})}{D_o^{t+1}(x^{t+1},y^{t+1})}\cdot\left[\frac{D_o^t(x^t,\mu y^t)}{D_o^t(x^t,y^t)}\quad\frac{D_i^t(x^t,y^t)}{D_i^t(\lambda x^t,y^t)}\right]\cdot\left[\frac{D_o^t(x^t,y^{t+1})}{D_o^t(x^t,\mu y^t)}\quad\frac{D_i^t(\lambda x^t,y^t)}{D_i^t(x^{t+1},y^t)}\right]$$

$$\lambda=D_i^t\,[x^t,y^{t+1}/D_o^t(x^{t+1},y^{t+1})]^{-1},\ \mu=D_o^t\,[x^{t+1}/D_i^t(x^{t+1},y^{t+1}),y^t]^{-1}$$

（Mt：t期のMalmquist指数，D（・）：距離関数，x：投入ベクトル，y：産出ベクトル，t：期，i：Input-oriented Malmquist Productivity，o：Output-oriented Malmquist Productivity）

であり，M^{t+1}の値と幾何平均して算出される。M^tの式の右辺において，点で４つに区切られたそれぞれが幾何平均され，左から技術進歩・技術効率・規模の経済・混合効果を示す部分となる。

但し，Malmquist生産性の基礎概念は，Malmquist（1953）によって示されたものである。それが改良され現在に至っている。頻繁に利用されるのは，本稿で使用したMalmquist総合生産性ではなく，Färe et al.（1994）が示した部分的なMalmquist生産性である。これは，技術効率と技術進歩に分解される。

Malmquist総合生産性を含むMalmquist生産性は，Caves et al.（1982）によってTörnqvist指数との関係が示されてから世界中で使用されている。

＜補－３＞　計測上の問題点

本稿で使用するデータ，Törnqvist指数，Malmquist総合生産性指数の問題点を簡単に記しておく。

データの問題としては，主に労働と資本に問題がある。第１に，労働・資本とも計測数値に質が十分に把握されているかがある。これは生産性計測上しばしば問題となるものである（例えば資本について野村（2004）を参照）。

第２に，資本のデータが『総合農協統計表』にないことである。これは川村（2000）で既に指摘されている。

第３に，『総合農協統計表』が対象とする範囲である。同統計は，農協の数値を取りまとめたものであり，①連合会と統合された農協と，連合会と農協が別組織となっている農協が，統計データの中に混在していること，②農協に子会社がある場合，事業の一部が子会社に移転するため，農協ごとに反映されている数値が異なっていること，などがある。

Törnqvist指数については，費用関数との整合性が示されているため（Diewert（1976）），生産性計測上の問題点が当てはまる。主に，①資本の稼働率，②経済成長率との相関，が挙げられる。例えば①についてはBasu（1996），②についてはMankiw（1989）などを参照。

Malmquist総合生産性指数については，Malmquist生産性の問題点である，結果に対する統計的検定方法が十分に確立していないことがある。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

談話室

逆転の発想から夢の種を蒔く

「うちの息子は，東京の一流会社にいっきょるけん忙しいて帰って来る間もないんでよ」と近所の人に自慢話をするのが大好きなのが田舎の人の気性だ。田舎で住むことが負け組という意識を持ち，せめて子供だけは公務員や大手企業へ就職させたいと願う母親がたくさんいる。28年前に上勝に来た時，あるお宅で私がいるにもかかわらず自分の子供に「勉強せなんだらこの町に残るようになるんでよ」という言葉を聞いたとき，なんて情けないことを言うのかと･･･。こんなに自分の生まれ育ったところに誇りが持てないものなのかという現実がそこにあった。しかし私の中に，このプライドの高さや自慢話が，もしも逆転すれば，すごい力になるのではないかということにも気がついた。「そうだこの自慢話が大好きな人達が町や商品を自慢すればいいんだ」この逆転の発想が，今の仕事の原点にある。葉っぱを商売にしようと発案した時に「葉っぱをお金に替えるのは狸か狐のおとぎ話でよ，もっと仕事は真面目にせなあかん」とまでいわれてしまった。ところがこの商売は，まさに田舎でなければできない。同じ土俵では自慢できることはない。むしろマイナスになる。ここにしかないものということに着眼すれば田舎は宝が山程ある。しかし面白いことにここにしかないことというのは住んでいる人にとっては極当たり前。考えてみれば，ほんとに紙一重なのにとつくづく思う。自慢話に花を咲かせて自分の住んでいるところに誇りをみんなが持ちたいものだ。

最近はあちこちに出かけることが多くなってきた。現場では，予算が無い，経営が厳しいから無駄なことをしないようにいう声が，よく聞こえてくる。このことは，誰しもいうことだが，ある意味では当然のこと。しかし実はこれが逆の結果になってしまうのが，田舎の現実だ。節約のために電気を消しなさいというと，電気が消えるのではなく気が消えてしまうから不思議。「マイナス志向になると」何をやっても駄目だというあきらめの気が広がり，電気代よりはるかに売り上げが落ちてしまうことがある。それはなぜなのか。なんとか経費を落としたいという考え方より，電気を消さなければ，ならない程，経営が行き詰まっているというマイナス感覚に陥るから。そっちの考え方の方が，圧倒

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

的に強くなってしまい，肝心の事業そのものの士気が低下してしまうのである。ではどうすればいいのかというと上勝のおばあちゃん原理を考えてくれればよく見えてくる。おばあちゃんだから何もしなくていいからと節約型を取り入れていくと，どんどん士気が低下して病院通いや福祉施設に入り経費がかかることになる。逆に元気に働いて１日１万円稼ぐと売り上げ増と医療費も少なくなるという好循環へとつながることになる。つまり大事なことは，電気の節約ではなく，光輝く心の電気をつけた方が，トータル的には，売り上げアップになるということもあるのである。そのくらい田舎はしっかりとした自分をもっている人が少なく，流れに左右されやすいということを知って戦略を立てた方がいいと思う。「もったいないから電気消せ･･･」と叱る前に，「電気が照ってるようないい顔してるなぁ･･･」と心の電気をつけてあげる褒め言葉が意外と大切なのかもしれない。

逆転の発想とは，人が当たり前と思うことが当たり前でないということに気がつくこと。もうあと数年もすれば，全国の田舎は壊滅状態となるところが，どんどん出てくる。耕作放棄地や廃屋があちこちでみられ，なんともいえない寂しい現実が押し寄せている。気の空洞化が進み，あきらめの気が広がりつつある。都会に住む者も，みんな自分の生まれたところには元気であってもらいたいと思っている人は多い。しかし現実はほとんどの人が，田舎には戻って来ない。なぜなら今のままでは仕事と魅力が無いから。そこで生活ができる基盤づくりができれば，帰ってくる。小さくても光輝くことの大切さを知り，夢の種を蒔いていくこと。このことをみんなが始めれば，やがては芽が出てくる。しかし種は自分が蒔かなければ芽は出てこない。今までやったことがないことや，新しいことを始めるには勇気がいる。ひとつ踏み出てみよう。「あきらめたらあかん」まだまだやれるでよ。

（株式会社いろどり　代表取締役　横石知二・よこいしともじ**）**

＜「株式会社いろどり」は徳島県上勝（かみかつ）町にて，料理に添える花や葉っぱなどの「つまもの」事業を主に展開している。上勝町は65歳以上の高齢者が約半数を占める人口2,000人の小さな町だが70歳，80歳のおばあちゃんたちが，立派なビジネスパートナーとして，筆者の横石氏が立ち上げた「つまもの」事業に携わっている。＞

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農協生産部会に関する環境変化と再編方向

――青果物の生産部会を中心に――

〔要　　旨〕

1　農協における青果物の生産部会に関する環境は，近年大きく変化している。生産部会が生産者の農業経営の安定を確保するためには，変化に適応して部会を再編することが急務である。

2　青果物の生産部会に関する外部環境の変化としては，消費者の健康・安全志向の広がりを背景に，生協や量販店における，インショップや産直，安全・安心に配慮した商品等への取組みが目立つ。一方では，簡便化志向を背景に食の外部化が進み，野菜用途における加工・業務用需要が伸びている。さらに一部の卸売業者や小売業者では合併や経営統合により規模を拡大する動きがみられる。一方，内部環境の変化としては，高齢化と農協の広域合併による生産者の異質化があげられる。

3　農協信用事業動向調査によると，このような環境変化に適応して，生産部会の再編は大きく２つの方向で進められている。１つめは，農協合併に伴って，旧農協の生産部会を統合して出荷ロットを拡大する方向であり，これは大規模や中規模の産地で比較的多く実施されている。２つめは販売チャネルや生産者の特性に応じて再編する方向であり，中規模産地で多くみられる。

4　販売チャネルに応じたものとして，24.1％の農協が「生協や量販店への出荷に対応した生産部会」を設立し，19.4％の農協が「加工・業務用への出荷を目的とした生産部会」を設立している。また，生産者の特性に応じたものとして，17.3％の農協が「生産者の技術水準を特定した生産部会」を設立している。しかし，「生産者の年齢層を特定した生産部会」を設立している農協は2.8％にとどまっている。

5　再編しつつ発展してきた生産部会の事例を具体的にみると，産地の規模を拡大してきたＪＡなすの・ねぎ部会は，農協合併後の生産部会の統合や，部会員の増員と１戸当たり作付面積の増反を行いつつ，品質の高位平準化に努めてきた。この結果，卸売市場での評価が高まり，部会員の農業収入の安定をもたらした。
　一方，ＪＡ常総ひかり石下地区契約レタス部会では，少人数の部会員が緊密に協力することによって，加工・業務用に契約取引で安定的に出荷している。取引先の拡大とともに作付面積が伸びており，数量や価格が比較的安定した取引の増加は，部会員の農業経営の安定に寄与している。

6　ＪＡグループとしては，環境変化を的確にとらえつつ，生産者の経営方針に基づき販売戦略を明確にした上で，生産部会の再編を進めることが重要になろう。とくに販売チャネルに応じた生産部会を設立する場合，生産部会の事務局機能だけでなく，販路開拓や取引先との交渉といった営業機能も必要になる。生産部会の再編を進めるには，経済連・全農県本部と協力しつつ，農協内部の農産物販売にかかるシステムを一層強化することが求められているといえよう。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

目　次

はじめに
1　青果物の生産部会に関する環境変化
⑴　外部環境の変化
⑵　内部環境の変化
2　環境変化に応じた生産部会再編の現状
⑴　旧農協の生産部会の統合
⑵　販売チャネルや生産者の特性に応じた生産部会の設立
3　産地の規模別にみた生産部会の再編方向の違い
⑴　農協合併後の生産部会の統合状況
⑵　品目別・作目別以外の生産部会の設立状況
4　環境変化に適応して発展してきた生産部会の事例
⑴　産地を拡大してきたJAなすの・ねぎ部会
⑵　加工・業務用に対応した出荷に取り組むJA常総ひかり石下地区契約レタス部会
おわりに

はじめに

第24回JA全国大会で決議されたように，組合員の高齢化の進行や農協離れがみられるなかで，農協運営の基盤である組合員組織の活性化が喫緊の課題となっている。農協の組合員組織の１つである農協生産部会（以下「生産部会」という）は，弱体化や運営の停滞，ひいては生産部会からの部会員の離脱が生じていると指摘されている（宮部（2004））。

生産部会の目的について，聞き取り調査を実施したいくつかの生産部会の規約をみると，それぞれ表現は多少異なるものの，生産者の農業経営の安定を目指す，という点で共通している。

いうまでもなく生産者の農業収入は農産物を販売することによって得られるが，販売先である青果物流通業界の動向や消費者の志向は近年大きく変容している。そして生産部会を構成する生産者は，高齢化が進むとともに，農協の広域合併によって異質化している。

つまり生産部会が，その目的である生産者の安定した農業経営を確保するためには，上述のような環境変化に適応して再編することが急務といえる。

このような問題意識に基づき，本稿では，青果物の生産部会に関する近年の環境変化を整理し，それに適応するために進められている再編の方向を明らかにする。そして，先進的な生産部会において，変化への適応を通じて，いかに組織化の効果を高め，生産者の農業経営の安定に寄与しているかを示すことにしたい。

本稿の分析では，青果物に関する生産部会に焦点を当てている。その理由は，第１に青果物では，市場経済の下で比較的早い段階から，生産者による共同販売組織が形成され，流通の変化に適応して発展してきたこと（注１），第２に2005年度における農協の生産部会の約半数が青果物に関する組織であること，である（注２）。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

また，生産部会再編の全体的な状況については，07年度に実施した農中総研「農協信用事業動向調査」(注3)（以下「動向調査」という）の結果を使用し，都府県とは状況が異なるため，北海道を除いて集計した。

（注１）生産者による共同販売組織は，1905年にミカン販売において，生産者が産地仲買人に対抗するために結成したのが最初とされる（小野(1974)）。その後，青果物流通の変化とともに，共同輸送だけでなく，共同選果や共同計算を含めた共同販売へと変化してきた。一方，米については，食糧管理制度に基づく政府買い上げが続いていたため，販売のために生産者が組織を形成する必要性は低かったものと思われる。しかし近年の米流通の自由化とともに新たな動きがみられる。

（注２）農林水産省『総合農協統計表』によると，05年度において，農協の生産者組織（＝生産部会）は20,471組織（１組合当たり23組織）あり，そのうちの51.2%が青果物（野菜＋果樹＋菌茸類）に関するものである。

（注３）「農協信用事業動向調査」とは，全国の資金観測農協の協力を得て，農中総研が毎年２回実施しているアンケート調査である。本稿では，07年度第２回の調査結果を中心に，05年度第２回，06年度第１回も使用した。

1　青果物の生産部会に関する環境変化

(1)　外部環境の変化

青果物の生産部会に関する外部環境の変化として，農産物消費の多様化と流通業界の変化に注目したい。

a　農産物消費の多様化

消費者の食に対する志向は，農林漁業金融公庫（2007）によれば，「健康・安全志向」が最も強く，安全・安心が消費者に対する１つの訴求ポイントとなっている。その一方で，「簡便化志向」も一定の位置を占めている。この結果，食の外部化率は年々上昇し05年には42.7%となり，75年以降で最も高い水準となった（外食産業総合調査研究センター（2008））。食の外部化の拡大に伴って，野菜用途における加工・業務用の割合は家計消費用を上回り，90年の51%から05年には55%へと拡大している（小林（2007））。野菜販売のターゲットとして，加工業者や外食業者の重要性は高まっているといえる。

b　流通業界の変化

一方，生産者と消費者をつなぐ流通業者では取扱い規模を拡大する動きがみられる。

農協の青果物の販売先の大宗を占める卸売市場においては，売上高の減少や利益率の低い買付集荷の増加により，多くの卸売業者の経営が低迷している。経営を改善するために，一部の卸売業者では合併や経営統合を行った。このような卸売業者の大型化への対応策として，産地は大型化することが必要であると指摘されている（藤島・青山（2007））。

小売業界でも，一部の量販店では，資本提携等によってグループ化を進め，グループの商品調達を集約する動きがみられる。また生協では事業統合が進んでいる。このような動きにより，小売段階のバイイング・パワーは一層強まる可能性がある。

また小売業界では，競争激化を背景に，インショップやプライベートブランド化によって商品を差別化する動きがみられる。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

インショップの場合は，生産者ないし農協が比較的近距離のＡコープや生協，量販店の店舗に直接出荷するために鮮度が高い。この点が卸売市場経由の商品との差別化のポイントとなっている。

生協は従来から産直に取り組んでいるが，近年，量販店でも青果物のプライベートブランド商品の取扱いが目立つ。独自の栽培基準を設けたり，生産者の顔が見えることやトレーサビリティに対応するなど，安全・安心に配慮した商品が多いことが特徴である。これは前述した消費者の健康・安全志向を反映したものといえよう。

⑵　内部環境の変化

次に生産部会の内部環境の変化として，それを構成する生産者の高齢化と，農協合併による生産者の異質化に注目したい。

a　生産者の高齢化

周知のように，生産者の高齢化が進んでいる。高齢化による生産部会の運営への影響として，高齢の部会員の発言力が強まり，比較的若手の部会員の意見や要望が反映されにくい状況が生じていると考えられる。

全中（2007）によると，組合員組織の見直しに関する自由意見として，ある農協は「各事業部会においても，会員の高年齢化が進み70歳代が中心メンバーとなっている。加えて生産部会においては，新たな農政に伴い農地の集約が進み離農者が増えている状況であり，30～50歳代を中心とした，新たな部会等の検討が不可欠である」と回答している。

全国的に生産者の高齢化が進んでいることからみて，高齢の部会員が中心となり，若手部会員の意見が埋没してしまうような状況は，多かれ少なかれ，いずれの農協でも生じていると考えられる。

個別農家の農業経営の方針は，教育費や生活費等の負担が大きいために所得拡大に積極的な若手生産者と，生活費の負担が小さくなった高齢者が基幹的農業従事者となっている農家とでは異なるものであろう。

02年度に実施した野菜生産を中心とする生産者へのアンケート調査によると，農産物の農協への出荷割合，および農協の販売事業の手取りや価格の安定性に関する評価は，60歳以上の生産者に比べて，60歳未満の生産者で低くなっている（尾高（2003））。生産部会活動の結果である農協の農産物販売が若手生産者の経営方針に対応できていないことも，農協利用状況や評価に違いが生じている一因と考えられる。

b　農協の広域合併による生産者の異質化

90年代後半以降，農協の広域合併が進み，１組合当たりの個人正組合員は，96年度の2,325人から05年度には5,630人へと10年間で2.4倍となった。

農協合併後，１つの品目について複数の旧農協生産部会が存在する場合，西井（2006）が指摘しているように，それぞれの販売戦略，出荷物の規格や品質等が異なる場合が少なくない。それらの違いにより，卸売市場での評価にも差が生じることになる。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

2　環境変化に応じた生産部会再編の現状

ここでは青果物の生産部会について尋ねた動向調査の結果をもとに，前述のような環境変化に適応するために，生産部会の再編がどのように行われているかをみてみたい。

環境変化に対して，旧農協の生産部会を統合することによって産地の規模を拡大する一方で，販売チャネルや生産者の特性に応じた生産部会を設立する動きがみられる。しかし，生産者の年齢層を特定した生産部会を設立している農協は少ない。

(1)　旧農協の生産部会の統合

小売業界や卸売業者の大規模化に適応して，農協合併に伴い，旧農協の生産部会を統合する動きが顕著である。

動向調査では，各農協のなかで，「青果物に関して部会員数が最も多い品目別の生産部会」（以下「最多品目別部会」という）について，農協の最終合併後の生産部会の統合状況を尋ねた。この結果をみると，農協の最終合併後に，旧農協の生産部会を統合済み（「旧生産部会を統合」ないし「旧生産部会を解散して新設」）の割合は66.8%である（第１図）。農協の最終合併後２年以内の最多品目別部会でも56.3%が統合済みとなっている。そして，最多品目別部会の57.3%（統合済みの最多品目別部会の85.8%）が「出荷規格や品質基準の統一」を実施し，

第１図　農協合併後の最多品目別部会の統合状況
（北海道を除く，最終合併後20年以内の農協）

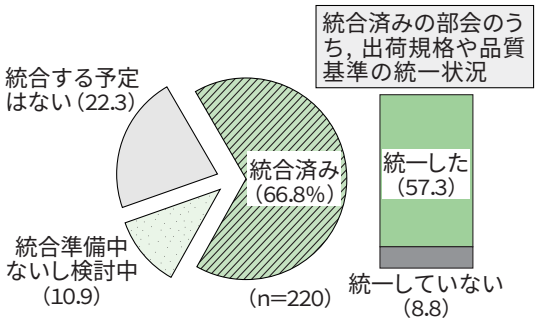

（注）１　「統合済み」は「旧生産部会を統合した」と「旧生産部会を解散して新設」の割合の合計。
２　「統合する予定はない」には統合できる生産部会がない場合を含む。

産地の規模を拡大している。これも小売業者や卸売業者の大規模化に適応した動きといえよう。

統合済みの最多品目別部会では，品質の高位平準化を図るための活動として，90.5%が出荷品の規格と品質基準を確認する「目ぞろえ会」を実施し，63.9%が「品質検査」を実施している。この割合は，統合する予定はない最多品目別部会に比べて，それぞれ，8.9ポイント，12.9ポイント高いものとなっている。

(2)　販売チャネルや生産者の特性に応じた生産部会の設立

a　販売チャネル別の生産部会

動向調査の結果によれば，青果物について「特定の生協や量販店への出荷を目的とした生産部会」があると回答した農協の割合は24.1%，「加工・業務用への出荷を目的とした生産部会」があると回答した農協の割合は19.4%となっている（第２図）。とくに大消費地に近い南関東，近畿，山陽において，前者の割合が30%を超えている。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第2図　販売チャネルに応じた生産部会の有無（北海道を除く）

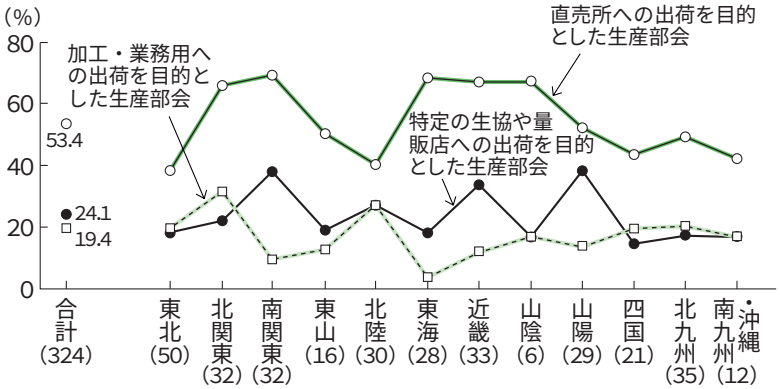

資料　農中総研「農協信用事業動向調査」（第3図を除き，以下同じ）
（注）（　）内は回答組合数。

前者は生協の産直や量販店のインショップ，後者は加工・業務用需要の増加への適応を反映したものと考えられる。

興味深いのは，「直売所への出荷を目的とした生産部会」がある農協の割合が高い地域で，「特定の生協や量販店への出荷を目的とした生産部会」がある農協の割合が相対的に高い傾向がみられることである。

直売所が飽和状態になり，Aコープ，生協および量販店のインショップを新たな販路として，直売所とは別に生産部会を立ち上げて出荷している農協の事例が報告されている（小柴（2005））。上記の結果は，このようなケースが多いことを示していると思われる。

環境変化に適応する過程において販売チャネルに応じた生産部会が設立された理由として，次のようなことがあげられる。

第1に，生協との産直や加工・業務用対応といった実需者を特定した取引を行う場合，栽培方法，出荷規格や荷姿等が，卸売市場出荷の場合と異なる場合が少なくない。さらに加工・業務用の場合には栽培品種が異なる。栽培技術指導や目ぞろえ会等の生産部会の活動内容もそれに応じたものとなる。さらに契約条件や価格設定等が異なるために，卸売市場出荷とは別に，販売代金を精算することが必要になる。

第2に，インショップを含めて実需者を特定した取引の場合には，安定した出荷が重要である。目的を明確にした独自の組織を立ち上げることによって，安定出荷のために部会員同士の協同意識を醸成する効果も期待されている。

b　栽培方法を特定した生産部会

上記のように実需者が特定されていれば，実需者の要望に応じた栽培方法が採用される場合もあるとみられる。これに加えて，出荷先が特定されていない場合にも，前述した消費者の健康・安全志向の広がりに適応して，「出荷先は特定していないが減農薬栽培など栽培方法を特定した生産部会」があると回答した農協の割合が26.2%となっている。これは，既存の生産部会が全体で特定の栽培方法に取り組む場合もあろうし，栽培方法を特定した生産部会を新たに設立する場合もあろう。

c　生産者の高齢化に適応した変化

動向調査によると，生産者の年齢層を特定した生産部会を設置している農協の割合

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第1表　生産者の特性に応じた生産部会の有無（北海道を除く）

（単位　組合，%）

		集計組合数	直売所への出荷を主な目的とした生産部会	生産者の技術水準を特定した生産部会	生産者の年齢層を特定した生産部会
合　計		324	53.4	17.3	2.8
正組合員に占める60歳以上の割合	～50%未満	53	47.2	13.2	1.9
	50～60	66	51.5	24.2	4.5
	60～70	91	51.6	13.2	3.3
	70%以上	73	58.9	16.4	1.4
正組合員（個人）	～3千人未満	45	53.3	11.1	0.0
	3～6	73	39.7	16.4	5.5
	6～9	64	60.9	15.6	4.7
	9～12	68	57.4	19.1	1.5
	12～15	35	48.6	14.3	0.0
	15千人以上	38	65.8	28.9	2.6

（注）1　色網掛けは，合計より5ポイント以上高いことを示す。
2　正組合員に占める60歳以上の割合は，05年度第2回の動向調査の結果である。

は，全体で2.8%にとどまっている。

一方，高齢の生産者の活躍の場となっている直売所への出荷を目的とした生産部会は，全体の53.4%の農協が設立している（第１表）。そして正組合員に占める60歳以上の割合が高いほど，この割合も高くなる傾向がみられ，70%以上の農協では58.9%と６割近くが設立している。直売所の生産部会が，高齢の生産者の生産部会となっている面もあると思われる。

d　生産者の異質化に適応した変化

旧農協の生産部会を完全に統合することが難しい場合には，生産者の技術水準に応じた再編も１つの選択肢となろう。動向調査によると，17.3%の農協が「生産者の技術水準を特定した生産部会」を設置している。正組合員が多いほどこの割合は高くなり，正組合員が１万５千人以上の農協では28.9%となっている。

広域合併した農協では，正組合員が増加した結果，多様な生産者が存在することになり，同じ品目の生産者でも農協全体としてみれば同質性は低下する。その反面，例えば，技術の高い生産者だけで高品質の商品を出荷する生産部会を立ち上げた場合にも，ある程度の出荷ロットを確保して販売できることが強みといえよう。

3　産地の規模別にみた生産部会の再編方向の違い

前述したように，環境変化に適応した生産部会の再編の方向性は，大きく，①旧農協の生産部会を統合する方向，②販売チャネルや生産者の特性に応じた生産部会を設立する方向，の２つがあげられる。このような再編の方向は，農協の青果物販売・取扱高の規模によって濃淡がみられる。

青果物販売・取扱高の規模が大きい農協では，生産部会を販売チャネル別等に細分化せずに，ブランドの統一を含めて旧農協の生産部会を統合することにより，出荷ロットを拡大する傾向が比較的強い。

中規模の農協では，旧農協の生産部会の統合を進める一方で，販売チャネルや生産者の特性に応じた生産部会を設立する動きも目立つ。

小規模の農協では，旧農協の生産部会の統合も，販売チャネルや生産者の特性に応

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

じた生産部会の設立も，概して低調である。

(1)　農協合併後の生産部会の統合状況

農協の最終合併後の最多品目別部会の統合状況について，05事業年度の農協の青果物販売・取扱高別にみたものが第２表である。これをみると，青果物販売・取扱高が10億円以上の農協では，統合済みの割合が65%以上と比較的高い。とくに70億円以上の大規模の農協では，統合済みの割合が８割を超え，ブランドを統一している割合も６割を超えている。

これに対して５億円未満の小規模の農協では統合済みの割合が相対的に低く，「統合する予定はない」との回答割合が36.7%と相対的に高くなっている。

70億円以上の農協において，統合済みの割合が83.3%と高いのに比べて，販売窓口の一本化を実施した割合が29.2%と低いのは，管内が広域であるため，集荷の関係で販売窓口を一本化することが難しいことが一因と考えられる。

(2)　品目別・作目別以外の生産部会の設立状況

第２表と同じ農協を集計対象に，品目別・作目別以外の生産部会の有無について，同じく05事業年度の農協の青果物販売・取扱高別にみたものが第３表である。これをみると，「直売所への出荷を目的とした生産部会」および「特定の生協や量販店への出荷を目的とした生産部会」を設置している農協の割合は，青果物販売・取扱高が５～20億円未満の農協において比較的高い。また「加工・業務用への出荷を目的とした生産部会」を設置している農協の割合は，20～70億円未満の農協で相対的に高くなっている。

一方，70億円以上の大規模な農協では，品目別・作目別以外の生産部会を設置している割合は相対的に低く，「特にない」との回答割合が45.8%と約半数を占めている。販売チャネル別など生産部会を細分化せずに出荷ロットを拡大する方向にあるという点で，前述した旧生産部会を統合済みの割合が高いことと符号する結果といえる。

第２表　農協の青果物販売・取扱高別にみた最多品目別部会の統合状況（北海道を除く，最終合併後20年以内の農協）

（単位　組合，%）

		集計組合数	*1統合済み	組織の統合	基準の統一出荷規格や品質	一本化共同計算の	一本化販売窓口の	ブランドの統一	検討中し統合準備中ない	*2はない統合する予定
合　計		202	68.8	60.9	59.4	42.6	41.6	40.6	10.4	20.3
05年度の農協の青果物販売・取扱高	～5億円	49	55.1	49.0	51.0	34.7	32.7	30.6	8.2	36.7
	5～10	34	64.7	55.9	52.9	35.3	29.4	32.4	14.7	17.6
	10～20	31	77.4	77.4	58.1	38.7	45.2	32.3	3.2	19.4
	20～40	29	79.3	69.0	79.3	62.1	62.1	55.2	6.9	13.8
	40～70	35	65.7	57.1	57.1	48.6	54.3	42.9	20.0	14.3
	70億円以上	24	83.3	66.7	66.7	41.7	29.2	62.5	8.3	8.3

（注）1　濃い色網掛けは合計より5ポイント以上高く，薄い色網掛けは5ポイント以上低いことを示す。
2　05年度の農協の青果物販売・取扱高は，06年度第1回調査の結果である（第3表も同じ）。
3　*1「統合済み」は「旧生産部会を統合した」と「旧生産部会を解散して新設」の割合の合計。
4　*2「統合する予定はない」には統合できる生産部会がない場合を含む。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第3表　農協の青果物販売・取扱高別にみた品目別・作目別以外の生産部会の有無
（北海道を除く，最終合併後20年以内の農協,複数回答）

（単位　組合，%）

		集計組合数	①から⑦のいずれか1つ以上に回答	販売チャネル別			生産者の特性別			栽培方法	特にない
				①直売所への出荷を目的とした生産部会	②特定の生協や量販店への出荷を目的とした生産部会	③加工・業務用への出荷を目的とした生産部会	④生産者の技術水準を特定した生産部会	⑤女性の生産者に特定した生産部会	⑥生産者の年齢層を特定した生産部会	⑦出荷先は特定していないが減農薬栽培など栽培方法を特定した生産部会	
合　計		202	75.2	55.0	22.8	19.3	16.8	6.9	3.0	27.7	24.8
05年度の農協の青果物販売・取扱高	5億円未満	49	69.4	53.1	26.5	12.2	6.1	8.2	0.0	14.3	30.6
	5～10	34	85.3	67.6	32.4	20.6	20.6	0.0	0.0	23.5	14.7
	10～20	31	80.6	67.7	29.0	12.9	22.6	6.5	9.7	22.6	19.4
	20～40	29	82.8	58.6	24.1	31.0	27.6	10.3	3.4	48.3	17.2
	40～70	35	77.1	54.3	11.4	31.4	11.4	14.3	2.9	37.1	22.9
	70億円以上	24	54.2	20.8	8.3	8.3	20.8	0.0	4.2	29.2	45.8

（注）　濃い色網掛けは合計より5ポイント以上高く，薄い色網掛けは5ポイント以上低いことを示す。

4　環境変化に適応して発展してきた生産部会の事例

ここでは，環境変化に適応して発展してきた生産部会の取組みとして，旧農協の品目部会の統合等によって産地を拡大してきたJAなすの・ねぎ部会（以下「ねぎ部会」）と，加工・業務用向けの契約取引を中心とするJA常総ひかり石下地区契約レタス部会（以下「契約レタス部会」）を取り上げる。

(1)　産地を拡大してきたJAなすの・ねぎ部会

ねぎ部会は，品質の高位平準化に努めつつ，農協合併後の生産部会の統合や，部会員の増員と１戸当たり作付面積の増反を通じて，産地の規模を拡大してきた。この結果，卸売市場での評価が高まり，米の生産調整が拡大するなかで部会員の農業収入の増加をもたらした。

a　ねぎ部会の概要と販売戦略

JAなすのは稲作地帯にあり，当初，ねぎ栽培は水田転作作物として導入された。個人農家による栽培から出発したが，92年にねぎの品目部会として部会が設立された。

ねぎ部会の販売戦略は，卸売市場流通では出荷ロットの大きい産地ほど評価が高くなる「量は力」という考え方に基づいて，出荷ロットを拡大し，卸売市場を主要なチャネルとして販売するというものである。

b　産地拡大のプロセス

ねぎ部会が設立された92年度において，部会員数は55戸，作付面積12ha，出荷量は200トンであり，ねぎ産地としての規模は小さかった。しかし06年度には，部会員戸

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第3図　ねぎ部会の販売額の推移

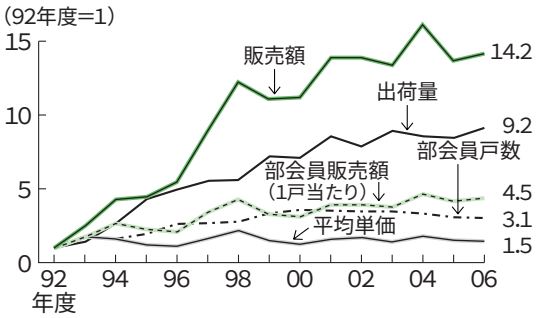

資料　JAなすの・ねぎ部会資料

数は173戸（92年度の3.1倍），作付面積は71ha（同5.9倍），出荷量は1,900トン（同9.2倍）にまで拡大した（第３図）。

産地の規模を拡大するために，ねぎ部会では，①部会員戸数の増加，②部会員１戸当たり作付面積の拡大，③農協合併後の旧農協の生産部会の統合，④近隣農協との連携を実施してきた。

①部会員戸数の増加と，②部会員１戸当たり作付面積の拡大については，明確な目標を設定し，部会員全員で推進してきた。例えば，92年の設立時には，各部会員が１戸の新規栽培農家を増やし，各部会員が１戸につき10ａ増反して，部会の販売額１億円を早期に達成するという「1・1・1運動」を始めた。現在は，販売高目標を７億円とした「1・2・7運動」を実施している。

部会員の加入にはとくに厳しい加入要件を定めておらず，ねぎを生産していればだれでも生産部会に加入することができる。新規栽培希望者の情報収集や相談に応じるために，各地区で座談会を開催している。

③について96年度に農協が広域合併した際，旧農協単位の生産部会は，それぞれ品種や栽培方法，出荷規格，集出荷場，販売窓口が異なっていた。しかし大規模産地の形成が重要であるとの認識に基づき，農協合併の翌月に，旧農協の生産部会を統合した。そして，品種や栽培方法といった上述した旧農協単位で区々であった点を統一し，共同計算を一本化して，一元集荷一元販売の体制を確立した。

c　産地拡大を支えるシステム

卸売市場流通において重要な評価基準となっている出荷ロットを拡大するには，一定規模の生産者の組織化が不可欠といえる。その点で，個々の農家や少数の農家が構成する任意組合では出荷ロットの拡大に限界があろう。

しかし，単に部会員を増やしただけでは栽培技術の高位平準化は保てず，出荷物の品質にばらつきが生じてしまう。それではなぜ，ねぎ部会では産地の規模を拡大しつつ，高い品質を維持することができたのか。

ねぎ部会では，「品質は信用」との考え方に基づき，次のような対策を行ってきた。①部会長，JA，県農業普及機関が協力して，独自の栽培基準による栽培マニュアルを整備しつつ，②部会の下部組織である生産専門部，JAと県農業普及機関が連携して，すべての圃場について現地指導会を開催し，③部会長が部会員の圃場を小まめに巡回して指導してきた。加えて，厳格な④申し合わせ事項を定めた。

部会が定めた④申し合わせ事項には，集荷場所，集荷時間，規格の厳守，栽培技術

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

の確立が定められている。これ以外に，無断で系統外に販売した場合や栽培マニュアルに記載されていない生産資材を使用した場合には出荷が停止され，何度も繰り返した場合には除名することとされている。産地を拡大しつつ産地の信頼を守るために，大変厳しい内容となっている。

市況が高騰した際などに個人出荷すると，部会としての出荷量が減少し，安定出荷の点で産地の信頼を損ねてしまう。申し合わせ事項において，無断で系統外販売を禁じているのは，このようなことを防ぐためである。下位等級でも品質は高いため，全農県本部が販路を開拓して販売している。

d　産地規模拡大の効果

以上のように，品質を高位平準化しつつ，ロットを拡大する戦略を実現した結果，出荷量は設立時の92年の9.2倍となり，平均単価は1.5倍となった（前掲第３図）。平均単価の上昇は，需給要因を別にすると，ロットの大きさが出荷を安定させ，卸売市場での評価を高めたことの影響が大きいとのことである。この結果，ねぎ部会の販売額は14.2倍に拡大し，部会員１戸当たりの部会販売額は4.5倍に増えた。

⑵　加工・業務用に対応した出荷に取り組むＪＡ常総ひかり石下地区契約レタス部会

契約レタス部会の特徴は，ねぎ部会とは対照的に，少人数の部会員で協力し，契約取引で加工・業務用に安定的に出荷していることである。これにより部会員は，計画的に農業経営を行うことができ，契約先の拡大に伴って農業収入を増加させてきた。

a　契約レタス部会の概要と販売戦略

契約レタス部会は，96年に露地栽培レタスを加工・業務用に契約取引で出荷する生産部会として設立された。現在の部会員数は９人であり，全員がエコファーマーの資格を有する。

契約レタス部会の販売戦略は，主に加工・業務用の実需者をターゲットに，卸売市場と市場外のチャネルを併用しつつ，加工・業務用に適した規格や品質のレタスを，契約取引によって安定的に出荷するというものである。

卸売市場出荷の生産部会とは販売戦略や出荷体系が異なっているために，生産部会の予算や活動，販売代金の精算は独自のものとなっている。

b　加工・業務用に対応した体制の構築

生産部会が加工・業務用に対応するには，①販路開拓，取引先との日常的な交渉から代金回収に至る販売業務，②加工・業務用の規格や品質への対応，③安定的な出荷，が必要になる。

①の一連の販売業務のなかでも販路開拓については，当初は全農県本部が開拓し，JAを通じて生産者に提案した。その取引が軌道に乗ると，JAが取引先を開拓し，取引先を増やしてきた。JAの販売業務に

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

対する部会の期待は大きい。

②加工・業務用の規格や品質に対応するために，レタスの品種は家計消費用に比べて大玉のものとなっている。また収穫後の処理にも注意が必要である。このような要望に応じるために，全員が参加して，作付け前には県農業普及機関と連携して技術講習会を開催したり，定植後出荷前の期間に栽培上の注意点を確認する現地研修会を複数回開催している。また出荷規格や品質基準の確認は，目ぞろえ会以外に，出荷期間に毎週開催する定例会でも徹底している。

加えて，JAの担当者は，数年前から品質基準の遵守等に関する誓約書の提出を部会員に要請している。作付面積の拡大に伴い作業量が増加し，作業が粗雑になる懸念があるため，部会員の意識を高める必要があると，判断したためである。部会員の状況に応じた助言は，品質を維持しながら，作付面積を拡大するために欠かせないものといえよう。

③安定的に出荷するために，当部会では天候変動等による単収減を想定した面積を作付けているほか，生育状況をこまめに把握し，これに基づいて各部会員に出荷数量を割り当てている。また雹や台風等の被害を受けた場合には即日に全員が集合して対応を協議している。

とくに生産・出荷の過程において部会員同士が緊密に協力していることは特筆すべきである。例えば，生育状況を加味して数量を割り当てているが，冠婚葬祭や体調不良等により出荷できない部会員の分は，他の部会員が全員で補い合っている。冠婚葬祭や体調不良は日常の社会生活を営む上で避けては通れない。それを補い合う仕組みは，定量を一定期間続けて出荷するためには欠かせないものである。

c　加工・業務用の契約取引に対応した体制を構築できた背景

安定出荷の前提として，部会員が，市況の一時的な高騰よりも，農業経営の安定性を重視する生産者であることがあげられる。このような部会員は，契約取引のための安定出荷に協力しようとする意識は強くなると考えられる。

また，緊密な協力体制を構築できた背景として，部会員同士が互いの顔や圃場がみえることがあげられる。部会員は，９人と少人数で比較的近隣に居住し，さらに共通の趣味を有している。密接なコミュニケーションを通じて互いの状況を把握しやすい環境にあることと関係していると考えられる。

d　加工・業務用に対応した生産部会設立の効果

このように加工・業務用への対応は，個々の農家が単独で取り組むことは容易ではなく，生産者同士の協力や農協の支援が不可欠である。換言すれば組織化の効果が大きいともいえる。

契約レタス部会の現在の作付面積は設立当初の２倍に拡大した。06年度の部会売上高は１億８千万円であり，部会員１戸当た

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

りの部会売上高は2,000万円となった。数量や価格が比較的安定した取引の増加は，農業経営の安定にも寄与している。

卸売市場出荷においては，前述したように出荷ロットの面では大規模な生産部会が有利である。しかし多様化している現在の青果物流通に適応して，生産者の経営を安定させるために，少人数の生産部会の強みを生かした販売戦略も可能であることを，契約レタス部会の取組みは示している。

おわりに

本稿では，青果物の生産部会に関する近年の環境変化を整理し，それに適応するための再編の現状を明らかにした。

消費者の志向の多様化，青果物流通の再編，生産者の高齢化や異質化といった環境変化に適応して，生産部会は大きく，２つの方向で再編が進められている。１つは，旧農協の生産部会を統合して出荷ロットを拡大する方向であり，これは中規模から大規模の産地で比較的多く実施されている。もう１つは生産部会を販売チャネルや生産者の特性に応じて再編する方向であり，中規模の産地で多くみられる。

今後，環境としては青果物流通，なかでも卸売市場流通はこれまで以上に変化し，内部環境としては生産者の高齢化はさらに進行するものと思われる。

JAグループとしては，環境変化を的確にとらえつつ，生産者の経営方針に基づき販売戦略を明確にした上で，生産部会の再編を進めることが重要になろう。

とくに販売チャネルや生産者の特性に応じた生産部会を設立する場合，事務局機能だけでなく，販路開拓や取引先との交渉といった営業機能も必要になる。生産部会の再編を進めるには，経済連・全農県本部と連携しつつ，農協内部の農産物販売にかかるシステムを一層強化することが求められているといえよう。

＜参考文献＞

・板橋衛（1997）「遠隔野菜産地における農協生産部会の発展論理」南九州大学『南九州大学研究報告』No.27，143～261頁
・小野誠志（1974）「営農集団と市場対応」朝日新聞農業賞事務局編『生産組織―その存立の論理―』199～260頁
・外食産業総合調査研究センター（2008）『外食産業統計資料集 2008年版』
・小柴友理江（2005）「農産物直売所とインショップの存立構造　第１部　課題へのアプローチ」『日本の農業』232，3～149頁
・小林茂典（2007）「加工・業務用需要に対応した野菜生産の強化に向けて」全国協同出版『農業協同組合経営実務』Vol.62, No.5，61～67頁
・斎藤修（2007）「農協販売事業革新の課題と方向」『農業および園芸』218～225頁
・全国農業協同組合中央会（2007）「平成19年度【全JA調査】」
・中田哲也（2007）「青果物流通の構造変化と全農園芸事業の対応方向」『農業と経済』Vol.73，No.12，33～41頁
・西井賢悟（2006）『信頼型マネジメントによる農協生産部会の革新』大学教育出版
・農林漁業金融公庫（2007）「食に対する志向について」『アグリ・フード・サポート』Vol.12，14～16頁
・野中章久（2003）『農協の地域農業再編機能－地域農業における新しい農協の役割－』農林統計協会
・藤島廣二・青山浩子（2007）「特集 ますます変わる卸売市場 産地は，どう対応すればよいのか」『地上』Vol.61, No.10，35～45頁
・宮部和幸（2004）「農協部会組織の活性化に関する課題」『神戸大学農業経済』Vol.37，7～13頁
・尾高恵美（2003）「農業生産資材購買と農産物販売に関する農家・農業生産法人の農協利用状況」『総研レポート』

（主事研究員　尾高恵美・おだかめぐみ**）**

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

情勢

平成19年度第２回農協信用事業動向調査結果

はじめに

農協信用事業動向調査（以下「動向調査」という）は，全国の資金観測農協の協力を得て，毎年２回ずつ実施しているアンケート調査である。

2007年11月に実施した平成19年度第２回動向調査では，団塊世代に対する取組み，准組合員の加入に対する取組みについて調査を行った。以下では，調査結果の概要を紹介する。

1　集計農協の概要

動向調査の集計対象となった農協は，07年11月時点で信用事業を営む農協から地域別農協数等を勘案して選ばれた378農協である。今回は，このうち366農協から回答が得られ，集計率は96.8%であった。１農協当たり平均の貯金残高，貸出金残高はともに全農協平均の1.4倍であり，貯貸金規模の大きな農協が多い。そのため，全農協に占める割合は農協数では45.0%であるのに対し，貯金残高では63.2%，貸出金残高では62.1%となっている。

また，貯金残高，貸出金残高の前年比伸び率を全農協と比較すると，07年３月末と９月末の貯金残高の伸び率は全農協の1.7%，2.2%に対し，ほぼ同じく1.7%，2.3%となっている。一方，貸出金残高の前年比伸び率を同期間でみると，全農協の2.9%，2.4%に対し3.3%，2.9%であり，集計農協の伸び率が高くなっている。ただし，いずれも伸び率が低下傾向にあることを示しており，低下幅もほぼ等しい。こうしたことから，大まかな資金動向をみるうえでは，集計農協の代表性はあると考える。

2　団塊世代に対する取組み

07年からいわゆる団塊世代の退職が始まり，金融機関は同世代を対象とする取組みを行っている。そこで農協の信用事業における団塊世代に対する取組みについて分析した。

(1)　団塊世代に対する取組みの実施状況

団塊世代を対象とした取組みを実施している農協の割合（以下「取組割合」という）は69.4%であった。地域別に取組割合をみると，北海道の8.0%から東海の96.6%まで地域差が大きい。また，地帯別，貯金残高別に取組割合をみると，都市部の大規模農協で取組割合が高い。しかし，県域別に団塊世代の人口と取組割合との関係をみる

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第1表　県別の団塊世代の人口と取組割合

少 → 多

取組割合（高↑低）	団塊世代の人口 5万人未満	5～10	10～15	15～20	20～25	25～30	30～35	35～40	40万人以上
100%	鳥取，佐賀	石川，三重 滋賀，奈良 和歌山 香川，愛媛 沖縄	宮城，栃木 長野，岐阜 京都	茨城			兵庫	愛知	神奈川
90～100			福島，新潟	広島					
80～90	福井，山梨	秋田，長崎	岡山						大阪
70～80		山形			静岡	福岡	千葉		
60～70	島根，徳島	熊本							
50～60		富山 鹿児島	群馬					埼玉	
40～50		岩手							
30～40		大分，宮崎							
20～30	高知								
10～20		山口							東京
10%未満		青森					北海道		

資料　動向調査（以下特に断りのない限り同じ）
（注）　団塊世代の人口は国勢調査（2005年）における56歳から58歳までの人口の和を用いた。

と，人口規模が同じでも県域によって取組割合の差が大きいことから，団塊世代の人口の多寡と取組割合の高低とは関係があるとはいえない（第１表）。

なお，取組実施農協のうち取組対象となる団塊世代の年齢を定めている農協の割合は34.1%にとどまるが，特定市，中核都市ではその割合が高くなっている。また，年齢を定めている農協では団塊世代専用商品がある割合が高い。

第1図　団塊世代に対する取組目的（n=254）

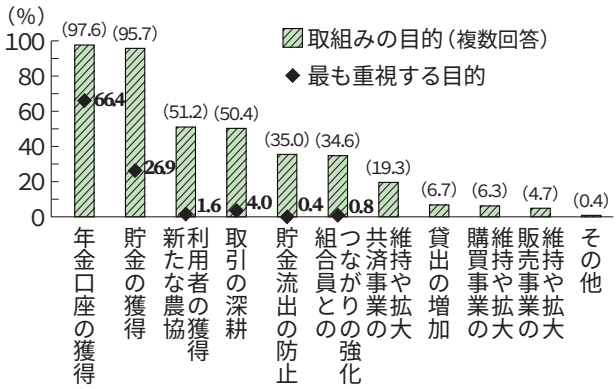

(2)　団塊世代に対する取組みの目的

団塊世代に対する取組みの目的（以下「取組目的」という）のうち最も重視する目的は，「年金口座の獲得」（66.4%）が最も高く，次いで「貯金の獲得」（26.9%）となっており，取組目的（複数回答）では「年金口座の獲得」が97.6%と最も高く，次いで「貯金の獲得」が95.7%，「新たな農協利用者の獲得」が51.2%，となっている（第１図）。地帯別にみると，特定市や中核都市で「取引の深耕」「組合員とのつながりの強化」を取組目的とする割合が全体より高くなっており，都市部の農協では組合員との関係強化のために取組みを実施していることがうかがえる。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

(3) 団塊世代に対する推進強化策

団塊世代に対する取組みにおいて強化している推進方法は，「渉外職員による軒先訪問」が79.9%で最も高く，次いで「ポスター等を用いた店舗窓口での推進」が65.7%，「役席職員による軒先訪問」が26.4%となっている。最も効果があるとみられる推進方法は「渉外職員による軒先訪問」（66.5%）であることから，団塊世代に対する推進では対象者を特定して対面型の推進を強化していることが分かる（第２図）。

取組実施農協では，様々な特典を推進対象者に提供している。特典の内容をみると，「貯金の金利優遇」が79.5%と最も高く，次いで「年金相談会への招待」が59.1%，「年金友の会への加入」が57.9%となっている（第３図）。また，「資産運用セミナーへの招待」の割合は，地域別には特定市の農協で，貯金残高別には1,500億円以上の農協で全体より高くなっている。

なお，少数ではあるが，「市民農園や農業体験，営農講座等への参加」「農産物の提供」のような営農経済事業と連携した特典を用意している事例がみられた。このような農協の総合性を生かした独自の特典は他行との差別化を図るのに有効であろう。

第２図　団塊世代への推進で強化している推進方法

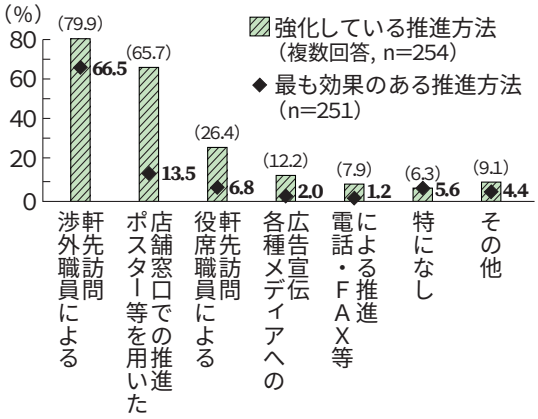

第３図　団塊世代へ提供する特典（上位5位, n=254, 複数回答）

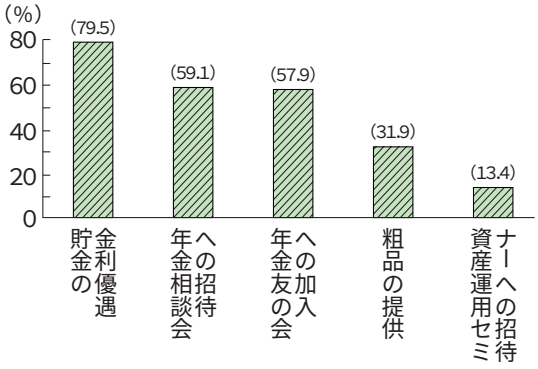

(4) 団塊世代に対して推進する金融商品

取組実施農協において，団塊世代向けに推進している金融商品は定期貯金（94.5%），定期積金（50.4%），年金共済（29.9%），個人向け国債（24.8%）などである（第４図）。個人向け国債や投資信託を推進している農協の割合は，地帯別には特定市の農協で高く，また貯金残高別には1,500億円以上の農協で高くなっている。また，団塊世代だ

第４図　団塊世代向けに推進している商品

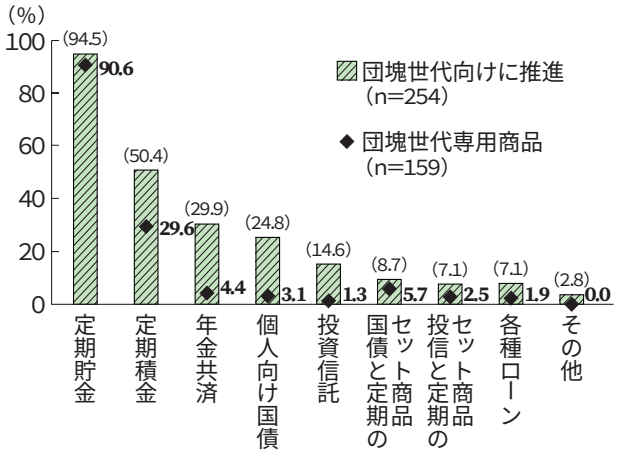

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

けが利用できる商品を取り扱っている農協は159組合ある。団塊世代専用商品のほとんどは定期貯金(90.6%)と定期積金(29.6%)である。

これら専用商品の利用条件は,「退職金の預け入れ」が64.8%で最も高く,次いで「年金口座の指定・予約」が64.2%,「預入金額の制限」が36.5%となっている。専用商品を種類別にみると,定期貯金で「退職金の預け入れ」の割合が高く,定期積金で「年金口座の指定・予約」の割合が高くなっており,商品に合わせた利用条件が設定されているといえる。

(5) 団塊世代に対する取組みの位置づけ

団塊世代に対する取組みでは,対象者の年齢を定め,かつ団塊世代専用商品を取りそろえて推進を行っている農協と,通常の年金,貯金獲得の一環として団塊世代に対応している農協がある。

後者の農協が多数であるが,前者の農協は主として都市部の大規模農協にみられる。競合する金融機関が多い都市部の農協では,他業態に劣らない金融商品の品揃えと推進体制の整備が求められているとみられる。

3 准組合員拡大への取組み

(1) 特定市中心に准組合員数が高い伸び

農協の組合員数の最近の動向を農林水産省「総合農協統計表」(全数調査)によってみると,正組合員数の前年比増減率は02年度以降06年度まで△1%程度の減少が続いているのに対し,准組合員数は02年度以降伸びが高まる傾向にあり,特に06年度は前年比4.5%増と前年の2.4%増に比べ約2ポイント拡大した(第5図)。

動向調査(359組合集計)によっても,06年度の組合員数の前年比増減率は総合農協統計表と同程度となっている(第6図)。地帯別には,すべての地帯で正組合員数は前年比減少,准組合員数は増加し,この結果組合員数合計は,過疎地域以外,すべて

第5図 農協の組合員数(前年比増減率)

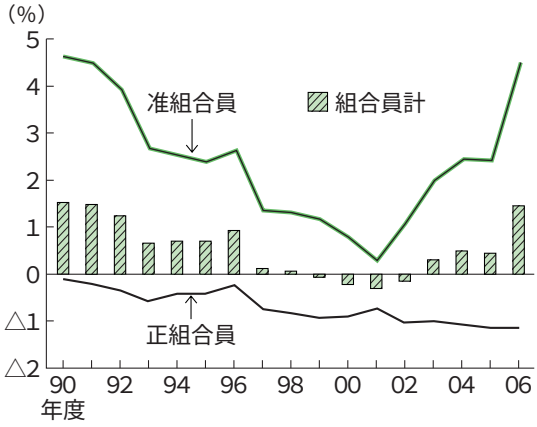

資料 農林水産省『総合農協統計表』「平成18事業年度総合農協一斉調査の概要(速報値版)」
(注) 06年度は速報値。

第6図 組合員数の前年比増減率(06年度)

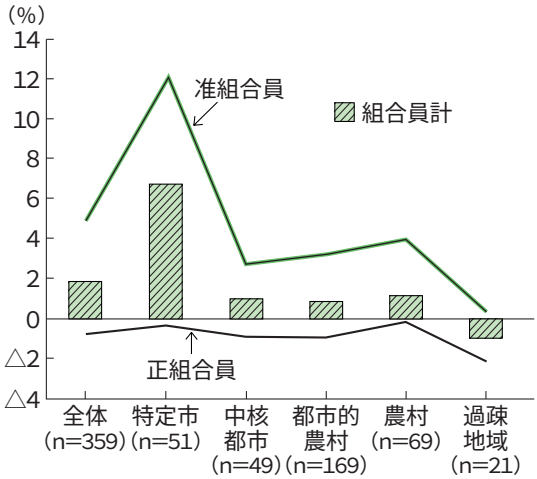

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

の地域で前年比増加となった。准組合員と組合員計の伸び率が最も高いのは特定市であり，准組合員数は前年比12.0%増，組合員数は同6.7%増となった。

⑵　准組合員の加入推進への取組み

このように准組合員数の伸びが高まっている要因の一つとして，農協における准組合員加入推進の取組みがあげられる。

動向調査によれば，准組合員の積極的拡大策を実施している農協は38.3%，また今後行う予定の農協は7.9%であり，検討中との回答も13.1%あった。地帯別には特定市，中核都市において，積極的拡大策を行っている農協の割合が比較的高く，また，准組合員比率が高い農協ほど積極的拡大策を行う割合が高い傾向がみられた（第２表）。

積極的拡大策としてだけでなく，通常の取組みとしても，准組合員の加入推進は多くの農協で行われており，具体的には，「貸出，共済など金融共済事業の利用者に加入推進」との回答が77.2%と最も多く，次いで，「全事業の利用者を対象に加入推進」「農協事業の大口利用者に加入推進」となっている。積極的拡大方策としての取組みと比較すると，「貸出，共済など金融共済事業の利用者に加入推進」が最も回答割合が高いことは共通しているが，「農協事業の大口利用者に加入推進」「パンフレット・広報誌等で加入を呼びかける」「ポイントカードの導入」との回答は，積極的拡大方策の方が通常行っていることに比べ，順位，割合とも高くなっている（第３表）。

また，加入推進の際に組合員となるメリットとしてアピールしていることとしては，「農協のサービスや施設を利用できる」

第２表　准組合員の積極的拡大方策の実施状況
（地帯別・准組合員比率別，回答組合数構成比）

（単位　組合，%）

		回答組合数	行っている	今後行う予定	検討中	特に行っていない
全　体		366	38.3	7.9	13.1	40.7
地帯	特定市	51	60.8	5.9	11.8	21.6
	中核都市	52	48.1	5.8	9.6	36.5
	都市的農村	171	33.9	8.8	15.8	41.5
	農村	70	28.6	8.6	11.4	51.4
	過疎地域	22	27.3	9.1	9.1	54.5
准組合員比率	20%未満	26	23.1	3.8	11.5	61.5
	30	70	32.9	10.0	17.1	40.0
	40	81	24.7	13.6	12.3	49.4
	50	62	29.0	8.1	16.1	46.8
	60	48	45.8	4.2	14.6	35.4
	70	27	55.6	3.7	14.8	25.9
	70%以上	51	70.6	3.9	3.9	21.6

第３表　准組合員加入推進のために行っていること

（単位　%）

	通常行っていること（n=364）		積極的拡大方策として行っていること（n=166）	
	回答組合割合	順位	回答組合割合	順位
貸出，共済など金融共済事業の利用者に加入推進	77.2	1	39.2	1
全事業の利用者を対象に加入推進	28.8	2	18.1	3
農協事業の大口利用者に加入推進	24.5	3	31.3	2
渉外担当者の戸別訪問時に加入推進	18.1	4	14.5	4
購買店舗や直売所利用者に加入推進	13.5	5	8.4	8
介護福祉や葬祭利用者に加入推進	13.2	6	9.6	7
パンフレット，広報誌等で加入を呼びかける	12.4	7	14.5	4
ポイントカードの導入	3.6	8	12.0	6
イベントで加入推進	3.6	9	6.0	9
その他	1.4	10	6.0	9
特に行っていない	10.7	－	5.4	－

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

（64.1%）の割合が最も高く，次いで「借入時に基金協会等系統保証を利用できる」（53.7%），「農協のサービスや施設利用の優遇」（45.5%），「出資配当がある（または高い）」（44.7%）である。

このように，准組合員加入推進の対象は金融共済事業の利用者中心であり，農協サービスの利用が可能であることやサービス面での優遇を加入のメリットとしてアピールしている農協の割合が高い。

(3) 准組合員への期待

また，農協が准組合員に何を期待するかをみると，事業利用に関する回答が上位となっている。准組合員への期待として，最も多くの農協であげているのは「信用，共済等の事業利用」（96.2%）であり，次いで「員外利用規制への対応」（60.7%）である（第７図）。

しかし，農協が准組合員に期待しているのは，事業利用だけではない。第３位以降の回答には，「組合員基盤の拡大」「出資金の増強」「地域農業への理解」が続き，さらに「生活活動等協同活動への参画」や「利用者としての意見・要望の把握」「組合運営への参画」と，准組合員への期待は多様である。特に，協同活動への参加や意思反映にかかわることについても，准組合員に期待していることが注目される。

第７図　准組合員への期待（複数回答, n=366）

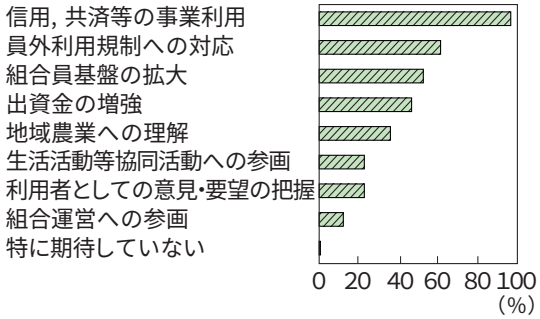

＜執筆者＞
はじめに，１　江川　章（前 主任研究員）
（現在 農林水産省農林水産政策研究所
主任研究官）
２　一瀬裕一郎（研究員）
３　斉藤由理子（主任研究員）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

情勢

森林組合の事業・経営動向

――第20回森林組合アンケート調査結果から――

はじめに

森林組合の事業・経営の動向，当面する諸課題などを適時・的確に把握し，森林組合系統の今後の事業展開に資するため，(財) 農村金融研究会が農林中金総合研究所の委託を受け，農林中央金庫と連携して，毎年森林組合へのアンケート調査を実施している。

以下，2007年度に104組合を対象に実施した「第20回森林組合アンケート調査」結果の概要を紹介する。

1　調査対象組合の概況

調査対象104組合の平均像（概数）は，管内森林面積４万７千ha（うち組合員所有林２万３千ha），組合員3,200名，常勤理事１名，常勤職員20名，作業班員42名，などとなっている。これらの指標は，全国組合平均のおおむね２倍前後であるが，変動係数にみられるとおり，対象104組合間でもかなりの格差がある（第１表）。

06年度の経営収支は，事業ウェイトの大きい森林整備部門と，加工部門では，引き続き減収減益となったが，販売部門が大きく増収増益（取扱高16.1%，収支20.4%）に転じたことから，組合全体の事業総利益の落ち込みには一応の歯止めがかかった形になっている。加えて，事業管理費も引き続き抑制基調が保たれているほか，06年度に

第1表　対象組合の概況

（単位　ha，人）

	対象組合 平均(a)	対象組合 変動係数	全国組合平均(b)	(a／b)
管内森林面積	47,043	0.71	29,207	1.6
うち組合員所有林	22,663	0.73	13,240	1.7
組合員数	3,174	0.85	1,922	1.7
常勤理事数	1.0	0.57	0.6	1.8
常勤職員数	20.0	0.87	9.0	2.2
作業班員数	42.4	0.99	25.4	1.7

資料　全国組合は『平成17年度森林組合統計』（林野庁）
（注）　変動係数とは標準偏差が平均値の何倍であるかを表す。

第2表　経営収支

（単位　千円，%）

		06年度	前年度比増減率 05	前年度比増減率 06
取扱高	指導	4,278	△31.4	△7.2
	販売	155,714	△2.7	16.1
	加工	203,485	△1.4	△1.1
	森林整備	338,996	△3.2	△1.8
収支	事業総利益	157,709	△0.4	0.4
	うち指導	△681	94.2	14.6
	販売	29,294	4.4	20.4
	加工	16,763	△18.9	△1.5
	森林整備	112,099	1.7	△2.5
	事業管理費	145,074	△0.6	△0.6
	事業利益	12,636	1.9	14.1
	事業外損益	△1,745	-	-
	経常利益	10,890	△24.7	36.9
	特別損益	△464	-	-
	税引前当期利益	10,426	△42.6	29.7

（注）　回答組合は94。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

は事業外損益もマイナス幅が縮小して，税引前当期利益はようやく増益に転じた（第２表）。

しかし，経常利益段階，当期利益段階では赤字組合数はなお拡大の傾向をみせており，事業利益，当期利益段階では２期連続赤字組合数も拡大していることから，上記の総合的な収支動向とを併せ考えると，収支改善の組合と悪化傾向が進んでいる組合が分化していることが想定される。

２　再造林コストと再造林放棄の状況

近年，林業の採算性の悪化が一層進むなか，皆伐された後再造林されないまま放棄されている山林が散見されることから，再造林放棄の状況とその要因のひとつである再造林コストがどのように変化しているのかについて，質問を行った。なお本調査で「再造林放棄」は，「人工林の皆伐後３年を超えても，再度人工造林されていない状態」と定義した。

(1)　地拵（じごしらえ）の効率化を主体とした再造林費用の圧縮

森林組合における，植付から切捨間伐に至る造林・保育作業の費用単価・回数を質問したところ，作業項目のくくりは必ずしも一様でないものの，平均すればおおむね第３表のとおりであり，この単価と回数からha当たりの再造林費用はおおむね300万円と試算された。これに対し，約６割に相当する約180万円が補助金により対応されている。

次に，再造林費用圧縮についての組合の取組みを自由回答で質問したところ，約６割の組合で「取組みがある」との回答があった。そのなかでは，伐出作業との組み合わせによる地拵の圧縮等をあげる組合が最も多く，回答組合の約半数を占めている。反面，植付本数の削減をあげる組合は４組合であった。

その他の経費節減策としては，機械化，作業道整備による効率化，地拵の簡素化，労務コストの圧縮等があげられており，直営苗畑から苗木を供給することにより苗木代を圧縮している例もあった。さらには「皆伐しない」ことにより，再造林を回避している組合も見受けられた。

第３表　再造林費用と補助金額（1ha当たり，回答組合の単純平均）

（単位　回，千円）

	回数	費用単価	費用計	回答組合数	補助金単価	補助金額	回答組合数
苗木代	1.0	301.7	301.7	95	566.7	566.7	98
地拵	1.0	393.6	393.6	89			
植付	1.0	210.5	210.5	89			
下刈	6.2	139.5	864.9	103	95.7	593.3	103
小計	-	-	1,770.7	-	-	1,160.0	-
ツル切り	1.8	82.4	148.3	41	219.1	438.2＊	94
枝打ち	2.1	265.8	558.2	78			
除伐	1.5	158.9	238.4	93			
切捨間伐	2.1	175.8	369.2	102	123.9	260.2	100
合計	-	-	3,084.7	-	-	1,858.4	-

（注）　＊便宜上「2回」として計算。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

⑵　さまざまな要因が複合する皆伐と再造林放棄

再造林放棄地の箇所数等については，単純平均で１組合当たり50箇所，総面積65ha，最大面積箇所は10haであるが，組合によるバラツキは大きく，特に箇所数の多い１組合を除けば平均20箇所程度になる。逆に全く該当のない組合も12ある。

組合員が山林を皆伐する事情については，個人の場合第１図のとおり「臨時支出への対応」が最も多く，「業者の勧め」「災害被害の整理」などがそれに次いだ。長く木材価格が低落傾向にあり，しかも径級による価格差も小さいので，林家に材価先安感が浸透していることも，「業者の勧め」で皆伐に応じる背景のひとつといえる。

また，併営する農業収支の赤字への補填や，相続発生後相続人に林業承継の意思がない，あるいは遺産分割協議がまとまらない，などの事情で，皆伐後放置されることもある。

他方，法人の場合は，アンケートによれば「施業計画に基づく伐採」「利益の確定」「分収契約に基づく皆伐」など，計画的ないし経営判断に従った皆伐が中心と見受けられる。しかしヒアリングでは，かつての開発ブームで山林を取得した不動産開発会社の経営破綻，あるいは競落された山林を皆伐後放置したもの等があった。さらには，地方自治体や財産区等の団体所有林が，その財政ひっ迫から皆伐後放置されている事例や，自治体がわざわざ伐採跡地を購入しながら，天然更新に任せるとして造林しない事例なども報告された。

第１図　山林を皆伐する事情（個人）

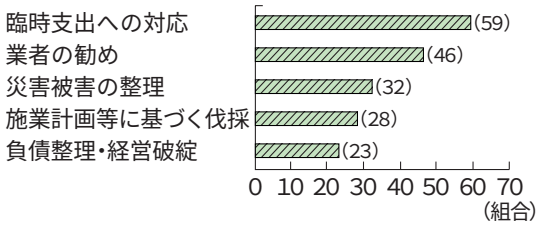

（注）１　回答組合は104。
　　２　複数回答，上位5番目までを集計。

また分収林については，全体を平均すれば再造林放棄地の１割強であるが，造林を担ってきた地元林家が高齢化し，また林業の収益性が低下していることなどから，契約期間到来により皆伐後，再契約に応じる動きがない，また分収林の林地を所有する地方自治体や財産区等が財政的に苦しい状況のため，契約期間延長も難しい，などの事情で，放棄地になっている事例もある。

このように，山林が皆伐・放置されるに事情はさまざまな要因が複合しているが，いずれにせよ収益性の低さが，再造林放棄につながる背景となっていることは否めない。

⑶　なお拡大が見込まれる再造林放棄地

再造林放棄地の増減状況を質問したところ，６割近くの組合が「10年前に比べれば拡大」，３年前との比較でも，４割の組合が「拡大している」と回答している。また，今後５年後の見込みとしても，さらに拡大を見込む組合が全体の６割近くを占めている（第４表）。再造林放棄が「拡大する」理由としては，「林業経営の放棄」と「森

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第4表　再造林放棄の変化

（単位　%）

	拡大	変わらない	縮小	わからない	該当なし	組合数
3年前に比べた増減	40.4	37.5	5.8	5.8	10.6	104
10年前に比べた増減	57.7	16.3	8.7	8.7	8.7	104
5年後の見込み	59.8	17.6	5.9	16.7	-	102

林所有者の世代交代」がともに多く，採算性の低迷と，過疎化，高齢化が背景にあるものといえる。

地域別には，10年前との比較で特に東北，四国，九州での拡大が目立つ。５年後の見込みでは，四国，九州，近畿での拡大が予想されているが，東北での拡大の予想は半数にとどまっている。

再造林放棄地の天然更新の状況については，「有用木の山林にならない」ことが10件で最も多く，その他「災害の発生ないしその懸念がある」「獣害が発生しやすい」「天然更新が順調に進まない」ことなどが問題点としてあげられている。

災害の発生に対しては過半の組合で懸念を表明しているが，実際に災害が発生したとする組合は5.8%にとどまる。緩傾斜地が主体の組合でも，災害の可能性は，喫緊の懸念事項でないとはいえ，集中豪雨などの場合には予想がつかないとしており，これまであまり経験のない再造林放棄の拡大と，昨今の想定を超えた気象の動きなどから，災害に対し懸念を抱く声が少なくないものと考えられる。

(4)　組合員への周知を中心とした再造林放棄対策

森林組合は再造林放棄に対して，「林地崩壊や災害発生への懸念」のほか「所有者が把握できなくなる」「組合収支に影響する」等の懸念を持っている。「組合員に再造林を勧奨することで解決できる」等状況を楽観視する見方もあるが，全体に占める割合は小さい。

再造林放棄対策としては，「森林所有者への森林整備の周知」が過半の組合で行われており，「早く造林にとりかかれば，地拵費用が節約できる」とか，「今は造林が手控えられているので，将来は材の希少性が高まる」等工夫したアプローチもされている。

第５表により，組合の再造林放棄対策について放棄に対する見方別にみてみると，

第5表　再造林放棄に対する組合の見方と対策（上位5項目，複数回答）

（単位　上段組合数，下段%）

		再造林放棄対策					
		合　計	所有者への森林整備周知	行政と連携した防止対策	造林コストの低減	森林保全巡視の実施	林地売買の斡旋・推進
再造林放棄に対する見方	合　計	103 (100.0)	63 (61.2)	26 (25.2)	20 (19.4)	17 (16.5)	13 (12.6)
	林地崩壊や災害発生の原因	65 (100.0)	42 (64.6)	19 (29.2)	15 (23.1)	10 (15.4)	8 (12.3)
	放置森林所有者が把握不能になる	21 (100.0)	17 (81.0)	6 (28.6)	3 (14.3)	6 (28.6)	- -
	収支に悪影響	18 (100.0)	10 (55.6)	4 (22.2)	4 (22.2)	2 (11.1)	5 (27.8)
	再造林を勧奨すれば解決可能	18 (100.0)	13 (72.2)	4 (22.2)	5 (27.8)	2 (11.1)	1 (5.6)
	天然更新が見込まれる	14 (100.0)	11 (78.6)	2 (14.3)	- -	3 (21.4)	2 (14.3)

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

上記の「所有者への森林整備周知」は「放置森林所有者が把握不能になる」ことを懸念する組合で特に実施割合が高いほか，「天然更新が見込まれる」「再造林を勧奨すれば解決可能」等の楽観視型の組合でも実施割合が高めである。

また地域的には，「所有者への森林整備周知」は，東北，中国，九州では高いが，四国では低い。四国では「林地売買の斡旋・推進」が高めとなる。なお東北では「造林コストの低減」も相対的に高い。

3　川下木材業者等からの働きかけ

川下側の製材・合板業者等の大規模な工場新設や木材流通方法の変更などの，新たな動きが山側に及ぼしつつある影響や，森林組合における対応等を質問した。なお，本調査において，「素材」とはチップ用材を除いたものとする。

(1)　市場中心ながら直送が拡大する組合の素材出荷先

素材出荷のある101組合における，仕向先別の出荷状況を質問したところ，共販所出荷のない北海道を除いた大半にあたる87組合が市場出荷を実施，また約半数にあたる51組合で加工業者への直送販売を実施している。地域別には，東日本，北日本は市場出荷の割合が低く，東海，近畿から西は高い。

出荷数量では，６割以上を市場への仕向けが占め，業者直送は２割強程度であるが，組合の素材生産規模別にみると，生産量が大きい組合ほど直送の割合が増大し，市場出荷割合は低下している（出荷数量割合の単純平均による）。

第６表　各仕向け先別素材出荷数量の増減（5年前との比較）

（単位　%）

	増加	変わらず	減少	組合数
市場出荷	31.4	33.7	34.9	86
直営加工部門仕向け	35.6	33.3	31.1	45
加工業者等への直送	68.6	25.5	5.9	51
その他	27.3	63.6	9.1	11

また，仕向け先別数量の増減については，「市場仕向け」「直営加工仕向け」は，「増加」「減少」「変わらず」がほぼ拮抗するが，「直送」については「増加した」とする組合が７割近くと際立って多い（第６表）。直送実施の約半数が04年以降直送取引を開始しており，大規模木材工場の稼動開始，国産材シフトなどを背景として，急速に直送が拡大している。

(2)　低級材需要拡大・単価低落傾向の市場のニーズ

市場における買方ニーズの変化としては，取引数量は「増加」「横ばい」「減少」がほぼ拮抗，単価は「横ばい」から「下落」傾向，低級材への需要は「横ばい」ないし「増加」傾向と，組合ではみている（第２図）。ただ，単価下落の要因には，市場での低級材需要が拡大した側面も含まれており，Ｂ・Ｃ級材（曲がり材，チップ材）の販路が開けたことを評価する声も聞かれた。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第2図　市場における買方ニーズの変化（最近5年間）

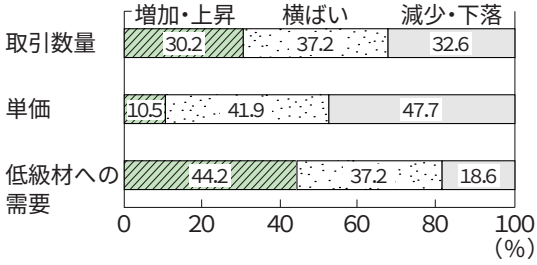

（注）　回答組合は86。

地域別には，九州では数量ニーズが「増加」とする組合が多い一方，元々市場出荷割合が高かった中国，四国では，数量は「減少」，単価についても「下落」とする組合の割合が高い。

(3)　低級材需要拡大・単価も上昇傾向の直送取引

加工業者への直送は，北海道，東北を中心に，実施組合の約４割が既に５年以上前から行っている一方，最近では04年を境に急速に拡大しつつある。

直送の主要な仕向け内容は，一般合板工場，一般製材品工場へ仕向けている組合は６割前後，集成材工場への仕向けは３割程度であった。また直送の際の仲介業者としては，県森連が最も多く（17県，33組合），連合会の積極的な役割をうかがわせた。

直送先からの引き合い内容の変化については，１回あたりロットが約３分の１の組合で増加，納入頻度，低級材需要も半数の組合で増加，また単価面でも44%が上昇と回答しており，低落傾向を見せる市場出荷と明暗を分けている（第３図）。

第3図　直送先からの引き合い内容の変化

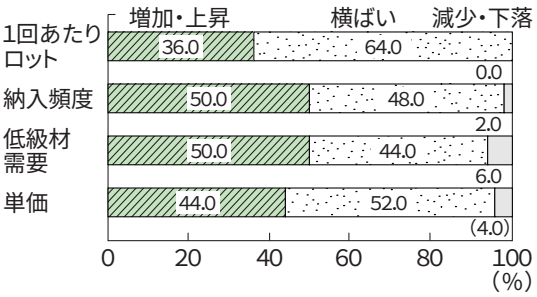

（注）　回答組合は50。

(4)　森林組合に肯定的に受け止められる直送取引

直送販売に対する森林組合の見方は，総じて肯定的評価の方が多く，未実施組合でも否定的評価よりは肯定的評価の方がまさっている。また「低級材の販路拡大」「販売価格安定」等肯定的な側面については，直送実施組合の方が未実施組合よりも積極的に評価しており，否定的な側面（「信用状況把握」「ロット確保」「クレーム対応等」）は，直送未実施組合の方に指摘する声が強い（第４図）。

直送実施組合における，直送割合に関す

第4図　直送販売に対する考え方

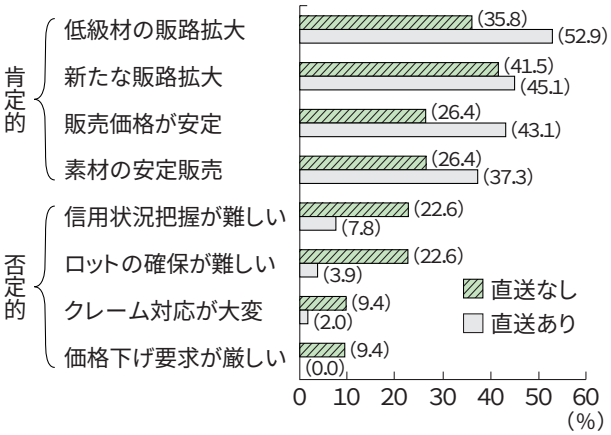

（注）1　回答組合は実施51，未実施53。
2　「肯定的」「否定的」各上位4項目。
3　複数回答。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

る方針としては，54.9%が「増加させたい」としており，既に直送割合が100%に達している11.8%の組合を加えた66.7%の組合が，直送に積極的な姿勢をもっているといえる。他方，直送未実施の52組合においては，４分の１が「行わない方針」としているが，「交渉中」「アプローチ中」，その他何らかの検討中の組合を合わせて，おおむね２割が前向きに取り組んでいるものとみられる。

直送取引については，一部の懸念材料や考え方の問題等はあるにせよ，おおむね歓迎すべきこととして，森林組合に受け止められているものと見受けられる。

おわりに

今回の調査では，川下側木材業者の動きが森林組合にとっての新たな環境変化として，立ち現れている状況が明らかになったが，多くの森林組合にとってこの変化は前向きに受止められている。

組合事業としてみても，06年度は販売部門の増収増益により全体の収支が改善しており，また組合自身も伐出担当の作業班の強化，機械装備の拡充を図るなど，林産・販売事業に重点を移しつつある。

他方では，再造林放棄の現状にみられるとおり，伐出された跡地が必ずしも材の再生産に向かっていない状況も，一部にはみられる。川下側の需要拡大も，再生産を十分賄えるほどの価格上昇をもたらしていないことが，背景にはある。また，自治体・団体所有林の例にみられるように，山間地の経済的疲弊がこのような形で顕在化している側面もある。

森林組合が素材生産・出荷の拡大に向けて，イニシアティブを確保すべく努めることの重要性はいうまでもないが，森林資源が将来に向けて再生産されていくように，組合のみならず，関係諸機関・団体などが一致協力してあたることも，また望まれるところである。

（(財)農村金融研究会　調査研究部長
室　孝明・むろたかあき**）**

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

情勢

漁協経営と石油購買事業

――第26回漁協系統事業アンケート調査結果から――

はじめに

本稿は，当（財）農村金融研究会が農林中金総合研究所の委託を受け，農林中央金庫水産部の協力のもと，2007年８月に実施した「第26回漁協系統事業アンケート調査」結果からみた漁協の経営収支，地域での取組み，および漁業者と組合の経営に影響を及ぼしている石油購買事業の概要である。

今回調査は，信用事業を実施している85組合（以下「実施組合」という）と，120信漁連支所（支所のほか，支店，営業店，代理店，取次店も以下「支所」という）の計205組合・支所を対象に実施した。

なお，支所へのアンケートは，信用事業を譲渡した組合（以下「譲渡組合」という）経由で管内の信用事業を担っている支所に記入をお願いした。

なお第26回から，従来の「漁協信用事業アンケート調査」，信漁連支所向けの「漁協系統信用事業アンケート調査」という名称を，「漁協系統事業アンケート調査」という名称に変更している。これは多くの漁協・信漁連が抱えている問題が，単に信用事業の分野にとどまるものではなく，漁協の経済事業やその他事業も含めて事業全般にわたるものであるとの認識にもとづき，信用事業だけでなく販売・購買事業等も含めた漁協系統の事業全般を調査対象にする必要があると考えたためである。

1　調査対象組合・支所の概況

調査対象の１組合平均は，組合員数710.5人（全国組合平均の2.4倍），うち正組合員414.4人（同2.4倍），職員数34.0人（同3.1倍），事業総利益217.9百万円（同2.9倍），経常利益14.4百万円（同5.5倍）であり，全

第1表　対象組合・支所の概況

		（単位）	集計組合（a）	変動係数※1	全国組合※2（b）	（a／b）（倍）
集計組合数		組合	201	－	1,337	0.1
1組合平均	組合員数	人	710.5	182.4	294.7	2.4
	うち正組合員数	人	414.4	162.7	175.4	2.4
	職員数	人	34.0	158.0	10.8	3.1
	水揚金額（属地）	百万円	2,402	160.4	3,000※3	0.8
	事業総利益	百万円	217.9	148.0	75.9	2.9
	事業利益	百万円	△6.1	907.2	△7.7	－
	経常利益	百万円	14.4	488.0	2.6	5.5
	税引前当期利益	百万円	18.9	539.2	1.0	－
1支所平均	職員数（信用事業）	人	6.6	131.3	5.5※3	1.2
1組合・	貯金残高	百万円	4,239	126.7	4,698※3	0.9
	貸出金残高	百万円	1,070	174.0	1,282※3	0.8
	貯貸率	%	25.2	－	27.3	－

（注）※1変動係数＝標準偏差／平均値×100
※2全国組合の数値は「漁業協同組合統計表（平成17年度）」（全漁連）による。
※3「漁協貯金，水揚高等の状況（平成19年3月31日現在）」（全漁連）による。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

国平均を上回っている（第１表）。

信用事業関連では，１組合・支所あたり職員は6.6人（全国信用事業実施組合平均1.2倍），貯金残高は42.4億円（同0.9倍），貸出金残高は10.7億円（同0.8倍）である。

対象組合の平均値は，変動係数にみられるように乖離が大きく，平均値には１県１漁協のような大規模組合の個別事情等が反映されやすくなっている。したがって，集計結果の利用にあたっては，全国の動向を把握するうえでは特に問題はないものの，平均値の扱いは留意する必要がある。

2　経営収支

06年度の事業総利益は，前年比で実施組合は減少，譲渡組合は増加している。事業別にみると，実施組合では信用事業の落ち込みが大きく，その他の主要事業は増加している。譲渡組合では販売事業以外の主要事業は減少している（第２表）。

事業利益は実施組合で黒字に転じており，譲渡組合では２年連続赤字幅が減少している。県別・地域別にみると北海道と愛媛県，東北が黒字である。主な漁業種類別には魚類養殖，その他養殖で黒字となっている。また組合をみると，190組合中黒字は83組合（43.7%），赤字は107組合（56.3%）である。

経常利益は，実施・譲渡組合とも２年連続増加している。組合をみると，190組合中黒字は135組合（71.1%），赤字は55組合（28.9%）である。税引前当期利益もほぼ同様の傾向で，190組合中黒字は147組合（77.4%），赤字は43組合（22.6%）である。

経営収支上で最も負担となっている事業は，「特にない」（27.4%，単数回答）という回答が多いが，実施組合では45.9%の組合で「信用事業」が負担となっている。

第２表　経営収支の概況（1組合平均）

（単位　百万円）

	実施組合平均（n=78）			譲渡組合平均（n=112）		
	04年度	05	06	04	05	06
事業総利益	257.3	262.4	260.4	127.5	126.7	131.4
うち信用	20.0	22.6	13.1	—	—	—
共済	10.1	10.1	10.2	6.2	6.1	5.8
購買	36.5	33.9	34.8	25.7	23.8	23.0
販売	111.2	114.6	120.2	53.4	53.0	56.5
事業管理費	264.6	263.9	259.3	143.0	141.0	137.2
うち人件費	179.5	180.2	177.0	94.2	92.4	90.6
事業利益	△7.3	△1.5	1.1	△15.5	△13.6	△5.6
経常利益	11.5	15.4	20.4	△0.5	3.6	7.1
税引前当期利益	9.8	18.4	19.8	△0.1	5.9	7.5

3　組合及び女性部の地域への取組み

組合が地域社会に主体的に取り組んでいることとしては，「港・浜の清掃活動」（82.0%，複数回答）が最も多く，次に「魚食普及」（55.0%，同），「地域催事」（53.0%，同）となっており，多くの組合が様々な取組みを行っていることがうかがえる（第１図）。このことから組合は地域になくてはならない存在であり，地域に貢献していることが現地調査からも感じられたが，一面では地域住民に当然と思われているところもあり，地域社会で適切に認識・評

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第1図　組合が地域社会において主体的に取り組んでいること（複数回答）

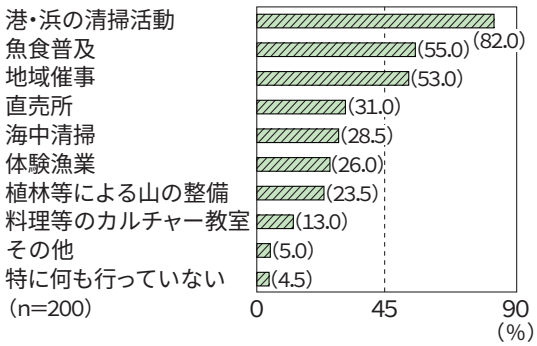

価されるような取組み方の工夫も必要ではないかと思われる。

次に女性部の地域への取組みをみると，まず女性部が「ある」のは202組合中179組合（88.6%）であり，１割強の組合に女性部がなく，合併を機に解散したというところもみられる。

女性部の活動・取組みとして回答が多かったのは，「魚食普及」（73.7%，複数回答），「石鹸使用運動等の環境保全・保護」（69.8%，同），「貯蓄推進」（68.7%，同），「共済推進」（50.8%，同），「生活用品の共同購入活動」（44.1%，同）である。このうち貯蓄推進については，取り組んでいるのが実施組合で81.7%，譲渡組合で57.7%となっており，実施組合の方が実施している割合が高く，北海道では調査対象30組合のすべてで貯蓄推進を実施している。

4　石油購買事業

(1)　石油購買事業の現状

A重油価格は年々上昇しているが，04年ごろから急騰しており，2000年と比較すると07年７月には2.5倍となっている（第２図）。軽油もほぼ同様の推移を示しており，燃油高は漁業者，そして組合経営に大きな影響を及ぼしている。

組合における石油購買事業の年間取扱量は，石油類合計及びA重油は２年連続の減少，軽油は06年度に減少に転じている。これに対して年間取扱高は２年連続の増加であり，燃油高騰とそれに伴う利用の減少がうかがえる（第３表）。

系統利用の状況は，A重油で100%利用が159組合中78組合（49.1%）で，全く利用していないが16組合（10.1%）である。同様に，軽油も100%利用が160組合中75組合

第2図　A重油の企業物価指数の推移

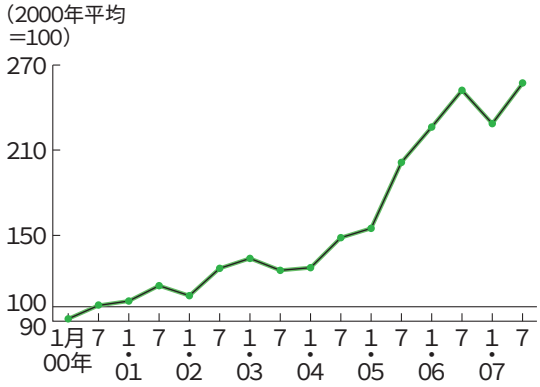

（注）　日銀「企業物価指数（CGPI）」

第3表　石油購買事業の年間取扱量及び取扱高の推移

（単位　kリットル，百万円，%）

		実数			年間増減率	
		04年度	05	06	05	06
石油類合計（159）	年間取扱量	2,885.2	2,875.8	2,626.4	△0.3	△8.7
	年間取扱高	147.9	188.0	200.6	27.1	6.7
A重油（143）	年間取扱量	2,009.1	2,000.3	1,907.9	△0.4	△4.6
	年間取扱高	92.8	118.9	135.1	28.1	13.6
軽油（139）	年間取扱量	615.0	645.4	625.4	4.9	△3.1
	年間取扱高	35.9	46.0	50.6	28.1	10.0

（注）　※（　）内は集計組合数。3年分の数値がある組合で集計。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

（46.9%）で，全く利用していないが26組合（16.3%）である。数組合からのヒアリングによると，系統外を利用している一番の理由は「価格が安い」からである。ある組合では，毎月漁連を含む５～６業者の入札を行い，少しでも安い価格で組合員に提供するようにしている。なお，当入札において，一度も漁連は取ったことはないということである。

⑵　漁船への給油形態と手数料体系

漁船への給油形態（182組合集計）は，「岸壁給油（セルフ）」（61.0%，複数回答）が最も多く，次に「セルフ以外の岸壁給油」（39.0%，同），「ローリー車（外部委託）」（33.0%，同），「ローリー車（組合所有）」（23.1%，同），「給油船」（14.3%，同）となっている。セルフによる岸壁給油は，職員が給油時に常に立ち会う必要がないので，人員削減が迫られている組合では，セルフの導入を検討しているところもあり，今後セルフが増加していくことが予想される。

「岸壁給油（セルフ）」と回答した組合でのPOS等の自動集計システムとの連動状況は，「自動集計システムと連動」は57.1%（単数回答）で，「連動していない」は40.2%（同）である。

次に，Ａ重油の基本的な手数料体系をみると，「定額制」が61.3%（単数回答），「定率制」が21.3%（同）で，「定額制」を採用しているところが多い。「その他」（17.4%，同）としては，仕入価格や周辺組合など環境を見ながら決定しているというのが大部分である。06年７月末の１組合あたりの手数料平均は5.2円／リットルである。

同様に，軽油は「定額制」60.6%，「定率制」23.9%と，Ａ重油とほぼ同様の結果であり，「その他」も環境を見ながらの決定が大部分である。06年７月末の１組合あたりの手数料平均は7.2円／リットルであり，Ａ重油と比較すると手数料は２円高い。

⑶　燃油高騰に対する組合の対応と課題

近年の燃油価格の高騰による組合及び組合員への影響は，「購買未収金の回収長期化」（48.6%，上位２つ回答）が最も多く，次に「組合員の出漁回数の減少」（43.1%，同），「購買事業収支の悪化」（30.9%，同）となっている（第３図）。

水揚高が減少しているある組合では，購買未収金が増加傾向にあり打開策を模索中である。「燃油価格の高騰は，直接燃料としての影響であるが，魚箱など漁業資材の値上げも実施され，直接・間接的に影響があり，出漁回数が減少しており，経営的に大きなマイナス要因になっている」という記述もあった。

第3図　近年の燃油価格の高騰による組合及び組合員への影響（上位2つ）

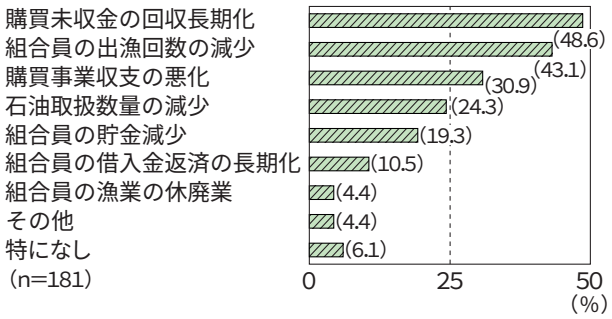

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

このような燃油価格の高騰に対する組合の取組み（159組合集計）をみると，「手数料・率の引下げ」（32.1%，複数回答）が最も多く，次に「仕入先の見直し」（22.0%，同），「仕入方法の見直し」（22.0%，同），「運営コストの削減」（20.8%，同）となっているが，「特になし」も29.6%（同）である。

ヒアリングによると，組合員も出漁回数を減らしたり，漁場を近くにしたり，沖泊まり，経済的なスピードや不要時のエンジンの停止などの防衛策を採っている。

次に，組合における石油購買事業の課題をみると，「購買未収金の回収」（63.3%，上位２つ回答）が最も多く，次に「施設の維持・管理」（38.9%，同），「需要の減少」（27.2%，同）となっている（第４図）。

「購買未収金の回収」にあたっては，組合員と個別面談を行っている組合があるが，そのための時間が増えてきたという声も聞かれた。

「施設の維持・管理」の点では，いくつかの訪問した組合では，タンクの多くは減価償却の耐用年数を迎える直前に近いものばかりであった。そのようななか，タンクの更新や修理の実施時期とその費用負担の問題等について組合内部で重要課題として検討しているところが散見された。

第４図　石油購買事業の課題（上位2つ）

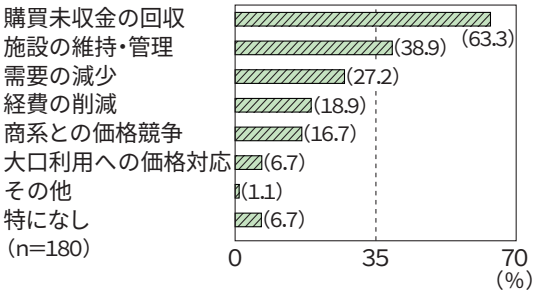

「経費の削減」については先に見たように，手数料・率の引下げ等によって対応しており，自由記入では「給油（セルフ）機械の設置を検討」という組合もある。また，大部分の組合の要望には「燃油価格の引下げ」「価格対策」と記入されている。課題として「他社とのサービス面，価格面で競争できる様な事業にしなければならない」と記している組合もある。

おわりに

ヒアリングをしたある組合では，組合経営も厳しい状況にはあるが，少しでも安い価格で燃油を組合員に提供できるように尽力しており，手数料の引下げ等を行って対処している。また，それだけでは限界があるので，系統団体や行政による今以上の支援策・体制の構築に期待したいとも述べられている。

漁業種類にもよるが，経費の20%程度が燃油代であり，ここ数年の燃油の高騰によって更にそのウェイトを高めている。加えて，水揚げの不振，魚価の低迷などもあり組合員の経営・生活は厳しい状況にある。それに伴い女性部や青年部などの組織活動も弱体化してきており，後継者が育たないというのが多くの漁村の悩みではないかと思われる。

そして，組合員の経営・生活が厳しい状

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

況下では，組合経営も悪化する傾向にある。ある組合のヒアリングでは「組合が元気でないと，組合員にも十分なサービスができないし，地域貢献もできない」という。そして「組合員の組合への帰属意識の低下も感じられるようになってきた」とも付け加えられた。

一方で，このような環境下でも，組合が主体となって，あるいは地元仲買業者を通じて水産物を韓国や中国などに輸出することによって価格の向上・維持を図っているところもある。06年のわが国の水産物輸出量は59.4万トン（前年比126.8%），金額は2,044億円（同116.7%）で，世界の水産物需要の増加に伴い輸出量は増加傾向にある（財務省「貿易統計」）。また，食の安全・安心に対する意識は高まりつつあり，そのことを想起させるブランド化への取組みを強化しはじめている組合もある。

昨今の外部環境の変化としては，燃油高騰というマイナス面もあるが，世界の水産物需要の増加や国民の食への関心の高まりを生かした取組みを漁協・系統団体に期待したい。

（（財）農村金融研究会　副主任研究員
尾中謙治・おなかけんじ**）**

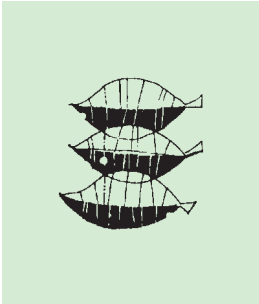

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

統　計　資　料

目　　次

1．農林中央金庫　資金概況　（海外勘定を除く）……(63)
2．農林中央金庫　団体別・科目別・預金残高　（海外勘定を除く）……(63)
3．農林中央金庫　団体別・科目別・貸出金残高　（海外勘定を除く）……(63)
4．農林中央金庫　主要勘定　（海外勘定を除く）……(64)
5．信用農業協同組合連合会　主要勘定……(64)
6．農業協同組合　主要勘定……(64)
7．信用漁業協同組合連合会　主要勘定……(66)
8．漁業協同組合　主要勘定……(66)
9．金融機関別預貯金残高……(67)
10．金融機関別貸出金残高……(68)

統計資料照会先　農林中金総合研究所調査第一部
ＴＥＬ 03（3243）7351
ＦＡＸ 03（3270）2658

利用上の注意（本誌全般にわたる統計数値）

1　数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
2　表中の記号の用法は次のとおりである。
「０」単位未満の数字　「－」皆無または該当数字なし
「…」数字未詳　「△」負数または減少
「＊」訂正数字

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

1. 農林中央金庫資金概況

（単位 百万円）

年月日	預金	発行債券	その他	現金預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通合計
2003. 2	**39,178,991**	**5,859,879**	**11,064,457**	**1,084,508**	**27,863,659**	**19,485,430**	**7,669,730**	**56,103,327**
2004. 2	**39,392,267**	**5,245,272**	**13,622,125**	**1,753,794**	**32,198,745**	**17,567,707**	**6,739,418**	**58,259,664**
2005. 2	**39,566,462**	**4,765,715**	**14,757,481**	**1,186,646**	**35,757,008**	**15,377,847**	**6,768,157**	**59,089,658**
2006. 2	**40,731,179**	**4,783,256**	**23,428,922**	**3,872,728**	**42,751,021**	**12,428,391**	**9,891,217**	**68,943,357**
2007. 2	**40,717,607**	**4,500,818**	**21,320,717**	**831,338**	**41,921,827**	**13,200,079**	**10,585,898**	**66,539,142**
2007. 9	39,782,801	4,659,654	20,104,942	804,415	41,526,270	11,993,797	10,222,915	64,547,397
10	40,422,867	4,695,604	17,346,552	914,363	39,979,645	12,025,626	9,545,389	62,465,023
11	40,061,467	4,712,345	17,108,813	1,212,817	38,981,613	11,673,339	10,014,856	61,882,625
12	39,864,715	4,733,524	17,866,671	807,890	40,160,135	12,178,422	9,318,463	62,464,910
2008. 1	39,681,834	4,760,483	16,549,728	1,020,708	38,410,971	10,961,822	10,598,544	60,992,045
2	39,266,433	4,802,045	16,623,127	1,132,129	38,715,059	9,993,306	10,851,111	60,691,605

（注） 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2008年2月末現在　（単位 百万円）

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	31,943,812	20	445,999	27	91,550	−	32,481,408
水産団体	1,125,410	705	63,389	25	5,912	−	1,195,441
森林団体	1,638	31	13,689	7	133	−	15,498
その他会員	666	−	2,707	−	−	−	3,372
会員計	33,071,526	756	525,783	59	97,594	−	33,695,719
会員以外の者計	557,038	30,616	311,810	124,381	4,538,881	7,988	5,570,715
合計	**33,628,564**	**31,372**	**837,594**	**124,440**	**4,636,475**	**7,988**	**39,266,434**

（注） 1 金額は単位未満を四捨五入しているので，内訳と一致しないことがある。　2 上記表は，国内店分。
3 海外支店分預金計　683,885百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2008年2月末現在　（単位 百万円）

団体別		証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計
系統団体等	農業団体	75,456	8,146	116,507	0	200,109
	開拓団体	275	18	−	−	293
	水産団体	19,257	7,878	15,395	39	42,569
	森林団体	3,443	8,389	1,359	120	13,310
	その他会員	120	291	140	−	551
	会員小計	98,551	24,721	133,400	159	256,831
	その他系統団体等小計	160,981	35,618	90,732	0	287,330
	計	259,532	60,339	224,132	159	544,161
関連産業		1,725,222	52,923	1,431,764	14,696	3,224,605
その他		6,017,497	8,559	198,173	310	6,224,541
合計		**8,002,251**	**121,821**	**1,854,069**	**15,165**	**9,993,307**

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

4. 農　林　中　央　金

（貸　　方）

年月末	預金 当座性	預金 定期性	預金 計	譲渡性預金	発行債券
2007. 9	6,072,853	33,709,948	39,782,801	24,020	4,659,654
10	7,091,727	33,331,140	40,422,867	12,100	4,695,604
11	6,749,409	33,312,058	40,061,467	9,600	4,712,345
12	6,378,328	33,486,387	39,864,715	7,400	4,733,524
2008. 1	6,203,106	33,478,728	39,681,834	7,750	4,760,483
2	5,635,769	33,630,664	39,266,433	7,000	4,802,045
2007. 2	7,230,074	33,487,533	40,717,607	26,000	4,500,818

（借　　方）

年月末	現金	預け金	有価証券 計	有価証券 うち国債	商品有価証券	買入手形	手形貸付
2007. 9	67,240	737,175	41,526,270	10,209,716	31,446	−	139,170
10	107,810	806,552	39,979,645	10,120,239	33,619	−	134,734
11	146,298	1,066,518	38,981,613	9,712,221	31,051	−	131,441
12	67,727	740,162	40,160,135	9,362,785	27,049	−	126,640
2008. 1	108,354	912,354	38,410,971	9,362,785	26,963	−	121,737
2	153,147	978,981	38,715,059	9,362,785	23,920	−	121,820
2007. 2	174,076	657,261	41,921,827	12,232,861	27,683	−	144,215

（注）1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。　2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。　4 2005年3月，科目変更のため食糧代金受託金・食糧代金概算払金の表示廃止。

5. 信　用　農　業　協　同　組

年月末	貸方 貯金 計	貯金 うち定期性	譲渡性貯金	借入金	出資金
2007. 9	50,449,748	49,002,927	560,859	261,070	1,231,294
10	50,723,408	48,989,096	616,170	261,068	1,231,294
11	50,962,357	49,209,514	626,594	261,068	1,231,295
12	51,628,972	49,517,949	506,634	261,066	1,281,295
2008. 1	51,232,004	49,538,360	631,092	261,066	1,287,784
2	51,431,141	49,647,603	646,375	261,065	1,287,784
2007. 2	50,021,862	48,304,208	517,791	113,731	1,163,958

（注）1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。　2 出資金には回転出資金を含む。
3 1994年４月からコールローンは，金融機関貸付から分離。

6. 農　業　協　同　組

年月末	貸方 貯金 当座性	貯金 定期性	貯金 計	借入金 計	借入金 うち信用借入金
2007. 8	24,659,458	56,919,326	81,578,784	578,761	410,524
9	24,552,030	56,680,258	81,232,288	586,813	417,252
10	25,040,730	56,562,580	81,603,310	591,958	419,360
11	24,723,688	56,952,375	81,676,063	560,488	387,109
12	25,111,660	57,578,182	82,689,842	547,446	375,762
2008. 1	24,559,622	57,560,107	82,119,729	552,594	381,402
2007. 1	24,371,858	55,761,914	80,133,772	578,543	414,818

（注）1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。　2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

庫　主　要　勘　定

（単位 百万円）

コールマネー	受託金	資本金	その他	貸方合計
787,540	4,031,430	1,484,017	13,777,935	64,547,397
858,000	4,784,257	1,484,017	10,208,178	62,465,023
991,000	5,150,478	1,499,917	9,457,818	61,882,625
895,000	5,813,883	1,499,917	9,650,471	62,464,910
1,095,000	5,384,924	1,499,917	8,562,137	60,992,045
1,321,568	5,177,099	1,512,817	8,604,643	60,691,605
1,396,943	3,407,566	1,484,017	15,006,191	66,539,142

貸出金				コールローン	その他	借方合計
証書貸付	当座貸越	割引手形	計			
9,993,108	1,843,194	18,323	11,993,797	1,395,000	8,796,469	64,547,397
9,952,672	1,921,831	16,388	12,025,626	1,440,574	8,071,197	62,465,023
9,596,207	1,929,884	15,805	11,673,339	1,950,000	8,033,806	61,882,625
10,057,943	1,975,373	18,464	12,178,422	1,411,415	7,880,000	62,464,910
8,927,818	1,897,581	14,685	10,961,822	2,320,000	8,251,581	60,992,045
8,002,251	1,854,069	15,165	9,993,306	2,724,137	8,103,055	60,691,605
10,878,745	2,159,477	17,641	13,200,079	1,125,592	9,432,624	66,539,142

合　連　合　会　主　要　勘　定

（単位 百万円）

借方							
現金	預け金		コールローン	金銭の信託	有価証券	貸出金	
	計	うち系統				計	うち金融機関貸付金
54,626	29,425,290	29,294,119	0	399,498	16,566,100	6,582,805	1,382,107
51,874	29,660,125	29,524,278	25,000	408,446	16,493,661	6,628,268	1,381,023
53,963	29,989,924	29,843,614	0	412,579	16,383,824	6,603,744	1,377,946
76,652	30,689,738	30,544,677	0	414,079	16,276,813	6,635,047	1,375,023
52,377	30,361,893	30,208,945	0	408,940	16,543,872	6,623,787	1,371,029
48,129	30,223,550	30,070,543	0	387,462	16,709,116	6,624,201	1,373,367
55,514	28,670,282	28,559,726	10,000	365,740	16,625,516	6,473,215	1,298,867

合　主　要　勘　定

（単位 百万円）

借方							報告組合数
現金	預け金		有価証券・金銭の信託		貸出金		
	計	うち系統	計	うち国債	計	うち農林公庫貸付金	
396,523	56,183,584	55,940,236	4,541,623	1,614,523	22,255,585	286,917	814
389,719	55,858,594	55,613,465	4,512,265	1,591,372	22,296,595	287,080	813
390,163	56,220,996	55,969,936	4,487,571	1,569,812	22,230,232	285,593	812
396,040	56,413,492	56,161,216	4,399,579	1,490,135	22,179,060	277,990	812
418,522	57,342,420	57,071,462	4,399,106	1,469,065	22,102,390	276,066	811
398,361	56,792,655	56,537,133	4,355,954	1,444,290	22,042,060	274,002	811
394,443	55,090,330	54,857,608	4,618,537	1,777,185	21,588,327	287,488	839

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方				借方				
	貯金		借用金	出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2007. 11	2,034,130	1,389,554	3,062	53,503	15,535	1,256,503	1,227,126	155,143	651,517
12	2,053,805	1,395,015	3,062	53,577	12,914	1,284,203	1,249,719	152,714	649,142
2008. 1	2,020,018	1,382,353	3,061	53,578	14,384	1,264,976	1,236,272	152,154	632,837
2	2,021,109	1,375,813	3,060	53,585	13,567	1,269,150	1,241,704	153,307	628,932
2007. 2	2,085,753	1,384,630	4,391	55,481	15,604	1,283,737	1,251,755	143,025	688,388

（注） 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方					借方						報告組合数
	貯金		借入金		払込済出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金		
	計	うち定期性	計	うち信用借入金			計	うち系統		計	うち農林公庫資金	
2007. 9	847,661	492,477	196,119	144,896	115,586	6,537	806,456	792,148	6,248	248,514	9,643	178
10	947,976	546,127	198,517	145,563	119,727	7,936	888,106	863,181	6,248	264,064	9,878	178
11	925,685	520,709	189,692	138,191	120,108	8,323	870,917	855,570	6,248	257,307	8,642	178
12	931,728	523,641	182,147	133,644	119,941	7,511	881,142	866,095	6,548	248,968	8,322	178
2006. 12	881,446	497,303	189,874	138,627	117,087	6,462	835,300	819,683	6,317	241,338	8,547	184

（注） 1 水加工協を含む。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

9. 金融機関別預貯金残高

（単位 億円，%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	ゆうちょ銀行
残高	**2004. 3**	**759,765**	**491,563**	**2,456,008**	**1,825,541**	**552,400**	**1,055,174**	**152,526**	**2,273,820**
	2005. 3	**776,686**	**483,911**	**2,470,227**	**1,878,876**	**539,624**	**1,074,324**	**156,095**	**2,141,490**
	2006. 3	**788,653**	**486,640**	**2,507,624**	**1,888,910**	**541,266**	**1,092,212**	**159,430**	**2,000,023**
	2007. 2	804,350	500,219	2,450,553	1,895,719	541,503	1,111,190	160,265	1,893,813
	3	801,890	496,044	2,487,565	1,936,818	546,219	1,113,773	160,673	1,869,692
	4	805,261	499,703	2,503,887	1,940,846	550,256	1,124,681	161,633	1,869,817
	5	804,323	497,804	2,542,636	1,932,453	545,702	1,117,440	160,828	1,847,975
	6	815,935	504,605	2,484,873	1,955,473	554,263	1,132,281	162,694	1,848,812
	7	813,169	503,319	2,465,884	1,927,021	548,043	1,125,369	161,841	1,833,178
	8	815,788	508,210	2,443,991	1,922,268	547,298	1,127,549	162,439	1,827,466
	9	812,323	504,497	2,443,278	1,932,727	552,133	1,134,180	163,542	1,808,431
	10	816,033	507,234	2,448,690	1,911,750	547,399	1,130,678	162,666	P 1,869,885
	11	816,760	509,624	2,506,126	1,924,611	548,835	1,129,368	162,534	P 1,851,457
	12	826,898	516,290	2,459,477	1,955,718	558,019	1,148,723	164,924	P 1,856,301
	2008. 1	821,198	512,320	2,479,673	1,930,379	549,709	1,136,222	163,038	P 1,836,810
	2	P 824,173	514,311	2,490,036	1,934,135	551,973	P 1,139,995	P 163,431	P 1,833,621
前年同月比増減率	**2004. 3**	**2.1**	**△2.0**	**3.3**	**0.7**	**△1.6**	**1.9**	**2.8**	**△2.5**
	2005. 3	**2.2**	**△1.6**	**0.6**	**2.9**	**△2.3**	**1.8**	**2.3**	**△12.0**
	2006. 3	**1.5**	**0.6**	**1.5**	**0.5**	**0.3**	**1.7**	**2.1**	**△6.6**
	2007. 2	1.5	1.6	△0.6	1.7	0.7	1.7	0.6	△6.5
	3	1.7	1.9	△0.8	2.5	0.9	2.0	0.8	△6.5
	4	1.7	2.1	△0.2	2.2	1.2	2.1	1.1	△6.4
	5	1.9	2.0	0.6	2.6	1.4	2.2	1.2	△6.6
	6	2.1	1.7	0.5	3.0	1.9	2.7	1.5	△6.6
	7	2.2	1.8	0.5	2.5	1.5	2.5	1.4	△6.6
	8	2.2	2.2	△0.1	2.3	1.2	2.3	1.5	△6.5
	9	2.2	2.0	△0.1	2.4	1.1	2.5	1.5	△6.5
	10	2.3	2.5	0.7	2.3	1.8	2.7	1.6	−
	11	2.4	3.0	1.4	2.3	1.7	2.6	2.4	−
	12	2.4	2.8	1.3	2.4	1.6	2.7	2.3	−
	2008. 1	2.5	2.8	1.4	2.5	1.9	2.8	2.0	−
	2	P 2.5	2.8	1.6	2.0	1.9	P 2.6	P 2.0	−

（注） 1 農協，信農連は農林中央金庫，ゆうちょ銀行はゆうちょ銀行ホームページ，信用金庫は信用金庫ホームページ，信用組合は全国信用中央組合協会，その他は日銀資料（ホームページ等）による。
2 都銀，地銀，第二地銀および信金には，オフショア勘定を含む。
3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。
4 07年10月から公表される郵便貯金残高の定義が変更されたため，07年９月以前の数値と連続しない。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

10. 金融機関別貸出金残高

（単位 億円，%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	ゆうちょ銀行
残高	2004. 3	209,725	49,201	1,925,972	1,351,650	420,089	622,363	91,234	5,755
	2005. 3	207,788	49,097	1,836,301	1,370,521	401,920	620,948	91,836	4,814
	2006. 3	207,472	50,018	1,864,176	1,401,026	410,170	626,706	93,078	4,085
	2007. 2	209,761	51,743	1,817,890	1,418,785	411,959	628,451	93,298	3,248
	3	212,165	51,529	1,808,753	1,442,604	416,589	634,955	93,670	3,282
	4	211,457	50,836	1,796,309	1,430,511	414,481	629,617	93,240	P 3,140
	5	213,906	51,153	1,782,011	1,421,114	412,363	625,447	92,872	P 3,299
	6	213,932	50,470	1,795,954	1,431,367	414,467	629,112	93,214	P 3,043
	7	214,338	50,746	1,786,951	1,432,817	413,758	627,634	93,142	P 3,010
	8	214,627	51,113	1,792,789	1,433,669	413,931	628,009	93,285	P 2,931
	9	214,972	52,007	1,781,836	1,450,894	419,437	635,459	93,948	P 3,027
	10	214,295	52,473	1,768,480	1,441,107	416,252	629,288	93,616	–
	11	213,821	52,258	1,780,085	1,444,951	417,486	629,556	93,826	–
	12	213,045	52,600	1,807,101	1,468,920	425,734	638,374	94,669	–
	2008. 1	212,468	52,528	1,810,863	1,457,003	421,054	630,614	93,740	–
	2	P 213,239	52,508	1,810,568	1,463,343	421,334	P 629,771	P 93,661	–
前年同月比増減率	2004. 3	△0.2	4.4	△5.7	△0.0	△2.1	△0.6	△0.3	△9.7
	2005. 3	△0.9	△0.2	△4.7	1.4	△4.3	△0.2	0.7	△16.4
	2006. 3	△0.2	1.9	1.5	2.2	2.1	0.9	1.4	△15.1
	2007. 2	2.0	3.0	△1.2	2.5	1.5	0.9	0.3	△18.9
	3	2.3	3.0	△3.0	3.0	1.6	1.3	0.6	△19.7
	4	1.8	3.1	△2.7	2.7	1.2	0.8	0.5	P △20.2
	5	2.2	3.1	△3.0	2.3	1.0	0.7	0.3	P △19.3
	6	2.1	2.3	△2.6	2.8	1.0	1.0	0.3	P △20.1
	7	1.9	0.8	△3.3	2.7	0.7	0.5	0.0	P △19.6
	8	1.8	0.3	△2.9	2.6	0.7	0.5	0.0	P △19.1
	9	1.6	0.2	△3.3	2.8	1.1	0.4	△0.1	P △18.0
	10	1.5	0.1	△3.3	2.9	1.8	0.4	△0.0	–
	11	1.3	0.2	△3.5	2.7	1.7	0.2	0.8	–
	12	1.3	1.0	△2.5	2.7	1.9	0.1	0.8	–
	2008. 1	1.3	0.9	△1.3	2.7	2.0	0.2	0.4	–
	2	P 1.7	1.5	△0.4	3.1	2.3	P 0.2	P 0.4	–

（注） 1 表9（注）に同じ。ただし，ゆうちょ銀行の確定値はホームページによる。
2 貸出金には金融機関貸付金，コールローンは含まない。
3 農協には共済貸付金・農林公庫（貸付金）を含まない。
4 07年10月以降，ゆうちょ銀行の貸出金残高は非公表となっている。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。